



こども・若者計画

(令和7～11年度)



地域で支え合い、こども・若者が輝く、
生き活き子育てのまち たつの

令和7年3月

たつの市

はじめに

少子高齢化と人口減少が進行する中、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族世帯や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化、人間関係の希薄化などにより大きく変化し、それぞれが不安や負担、孤立といった感情を抱えることが増えていることから、こどもや若者、子育て家庭が安心して暮らすために、社会全体で支えていく取組が求められています。



国では、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁を新設し、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を切れ目なく総合的に推進することとされています。

本市におきましては、令和2年3月に「第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園等における教育・保育の充実や、妊娠から子育てまでの切れ目のない子育て支援を推進するとともに、令和6年4月にこども家庭センターを設置して相談支援体制のさらなる強化を図っております。また、市民、行政、関係団体、企業等が連携してこどもや子育て家庭を支援し、将来にわたって住んでよかった、住み続けたいと快適さを実感できるまちづくりに取り組んでおります。

このたび策定いたしました「たつの市こども・若者計画」では、新たに「若者」を支援の対象に加え、『地域で支え合い、こども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの』を基本理念として、これまでの取組を継承しながら、市民の皆様や関係機関・団体とより一層連携を深め、こども・若者が健やかに育ち、自立して社会で活躍し、子育て家庭が安心して暮らしていくための施策に取り組み、「子育てするならたつの市」と思っていただけるまちづくりを推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りましたたつの市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

たつの市長 山本 実

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	3
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く本市の状況と課題	8
1 人口等の動向	8
2 教育・保育施設、小中学校における児童・生徒数の推移.....	16
3 アンケート調査結果からみられる現状.....	18
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況.....	37
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本的な視点	43
3 基本目標	45
4 施策体系	46
第4章 こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策の展開	47
基本目標1 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長.....	47
基本目標2 こどもや子育て家庭を支援する地域づくり.....	51
基本目標3 こどもが心豊かに成長できる教育の充実.....	57
基本目標4 こどもが安心して生活できる環境の整備.....	63
基本目標5 こども・若者が輝く地域づくり.....	66
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進	70
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の設定.....	70
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策.....	71
第6章 計画の推進に向けて	92
1 計画の進行管理	92
2 計画推進に向けた関係機関の役割.....	92
資料編	93

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) こども・若者・子育て家庭を取り巻く国における状況

こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は、少子化の進行、核家族世帯や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、こどもや若者、子育て家庭同士の交流の機会が減少することにより、こども・若者の社会性が育まれにくくなるなど、こども・若者の健やかな育ちや社会生活における自立への影響が懸念されています。併せて、子育て家庭の孤立化が進み、育児への不安感や負担感が増大しています。また、貧困、虐待、いじめ、不登校といった困難を抱えるこどもや子育て家庭への支援が課題となっているとともに、若者のニートやひきこもり、未婚率の増加などをめぐる問題も深刻化しています。

そのため、こどもや若者、子育て家庭が安心して生活できるように、社会全体で支えていくことが必要となっています。

(2) こども・若者・子育て家庭に関する国の主な動向

国においては、こどもや若者、子育て家庭の状況を踏まえ、さまざまな取組が行われています。

平成15年8月には、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される社会を形成するために、地方公共団体や事業主が次世代育成支援対策に係る行動計画を定めて取組を行うことを推進しています。

平成22年4月には、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として社会生活を円滑に送るための支援を推進しています。

平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」が公布され、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度を開始しています。

平成26年1月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧：子どもの貧困対策の推進に関する法律）」が施行され、貧困により、こどもが適切な養育、教育、医療を受けられない、多様な体験の機会を得られない、社会から孤立するといったことを断ち切るための支援を推進しています。

その中、令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、併せて「こども家庭庁」が発足し、こども・若者の権利擁護、意見反映等により、すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、こども・

若者・子育て家庭への支援等に係る施策を切れ目なく総合的に推進する取組が行われています。

同年12月には、「こども未来戦略」が閣議決定され、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つを基本理念として、今後3年間に実施する集中的な取組「加速化プラン」を掲げています（児童手当の拡充、すべての家庭を対象とした保育の拡充（こども誰でも通園制度）、仕事と子育ての両立支援等）。

また、「こども大綱」が策定され、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化され、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」と明示し、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策に関する基本的方針や重要事項が定められました。併せて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が発出されました。

令和6年5月には、「こどもまんなか実行計画」が策定され、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策の具体的な取組内容が示されました。

同年6月には、「こども白書」が公表され、これまでの「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」が一元化されました。

(3) こども・若者・子育て家庭に関する本市の取組

本市においては、これまで、「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進するため、平成27年3月に「たつの市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」、令和2年3月に「第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定し、さまざまな教育・保育や子育て支援に関する取組を推進してきました。

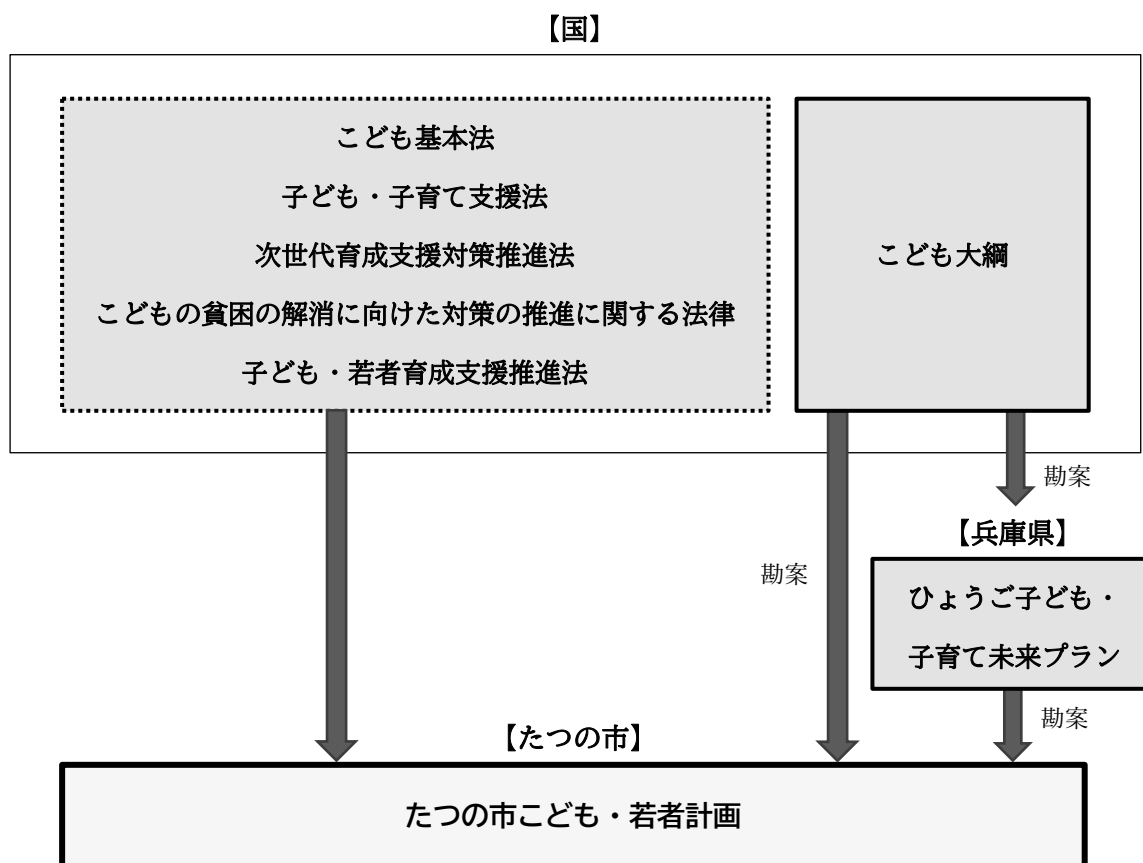
このたび、「こども基本法」に基づき、国における状況や動向を踏まえ、こどもや若者の権利を守り、意見を聴きながら、子育て家庭への支援等を充実させ、さまざまな状況にあるすべてのこども・若者が健やかに成長し、自立して社会で活躍し、子育て家庭が安心して暮らしていけるよう、「第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、「こども大綱」を勘案した「たつの市こども・若者計画（令和7～11年度）」を策定し、出生前から乳幼児期、学童期、思春期、さらにその先の青年期までのライフステージに応じて、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を切れ目なく総合的かつ一体的に推進していきます。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、国の「こども大綱」、兵庫県のこども計画「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案して策定するものです。

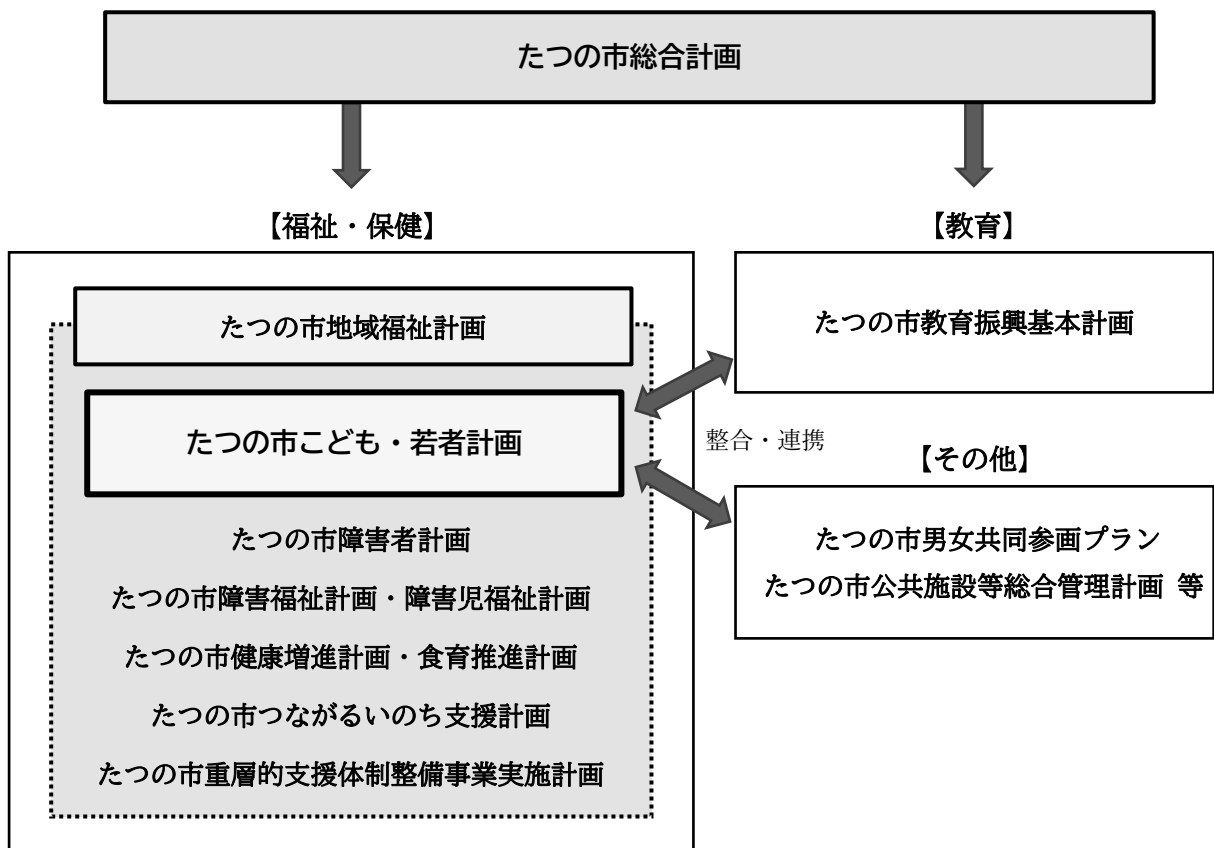
これにより、市民がこども・若者の健やかな育ちと自立、子育て家庭の支えについて理解と認識を深め、家庭、学校園、地域、事業者、関係団体、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を総合的かつ一体的に推進していきます。



(2) 上位・関連計画との位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画「第2次たつの市総合計画」で定めるまちの将来像『みんなで創る快適実感都市「たつの」』の実現に向けて、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を推進するための計画として位置づけ、「たつの市地域福祉計画」、「たつの市教育振興基本計画」などの本市の関連する計画と整合・連携しながら、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野が連携し、総合的な展開を図るものです。

また、施設の整備に当たっては、「たつの市公共施設等総合管理計画」と整合を図ります。



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の17ゴールに照らし合わせ、施策を推進していきます。本計画に関連の深い項目は、次のとおりです。

※SDGs（Sustainable Development Goals）は、国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、17ゴールと169ターゲットで構成されています。



ゴール1 [貧困]	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール2 [飢餓]	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール3 [保健]	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール4 [教育]	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5 [ジェンダー]	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
ゴール8 [経済成長と雇用]	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
ゴール9 [インフラ、産業化、イノベーション]	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション（技術革新）の推進を図る
ゴール10 [不平等]	国内及び各国家間の不平等を是正する
ゴール11 [持続可能な都市]	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール12 [持続可能な消費と生産]	持続可能な消費生産形態を確保する
ゴール16 [平和]	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール17 [実施手段]	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ（地球規模の協力関係）を活性化する

3 計画の対象

本計画の対象は、「こども基本法」に基づき策定された「こども大綱」を勘案し、次のとおり定めます。

対象	こども、若者、子育て家庭（こどもの保護者）
・こども	0歳（出生前を含む）からおおむね18歳までの者とします。
・若者	おおむね15歳から30歳未満までの者とします。 ただし、施策によっては、30歳から40歳未満までの者も対象とします。 （円滑な社会生活を送る上で継続して自立の支援等が必要な場合など） ※こども、若者は重なる部分があり、施策により、それぞれに該当することがあります。

※「こども基本法」では、「こども」は「心身の発達の過程にある者」をいい、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れず、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが目的とされています。

- ・乳幼児期（0歳（出生前を含む）から義務教育年齢に達するまで）
- ・学童期（小学生年代）
- ・思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）
- ・青年期（おおむね18歳から30歳未満まで）
- ・ポスト青年期（30歳から40歳未満まで）

※本計画では、「こども基本法」に基づき、平仮名で「こども」と表記します。ただし、法律等で規定された固有名詞は、漢字で表記します。（子ども・子育て支援法、子ども・子育て会議など）

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合や施策に見直し等が生じた場合は、計画期間の中間年等において見直しを行います。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画					たつの市こども・若者計画				
		中間見直し		全体見直し			中間見直し		全体見直し

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子どもや若者、子育て家庭の生活実態やニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施しました。回収率は全体で62.3%（4,400件のうち2,740件）となっています。

- ・調査期間 令和6年3月1日～15日
- ・対象者 住民基本台帳（小学5年生～中学2年生は全員に実施）から無作為抽出

種別	対象者	配布	回収	対象数	回収数	回収率
①子ども・子育て支援に関して	小学校就学前児童の保護者	郵送	返信または電子回答	800	464	58.0%
②子ども・子育て支援に関して	小学1～4年生の保護者	郵送	学校で回収または電子回答	800	541	67.6%
③子どもの生活・子育て支援に関して	小学5年生～中学2年生の保護者	郵送	学校で回収または電子回答	800	523	65.4%
④子どもの生活や思いに関して	小学5年生～中学2年生(全員に実施)	学校で配布	学校タブレットで電子回答	800	800	100.0%
⑤子ども・若者の生活・意識に関して	15～39歳	郵送	返信または電子回答	1,200	412	34.3%

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画に、子どもや若者、子育て家庭の意見を反映し、本市における子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・若者・子育てに関する事業従事者等で構成する「たつの市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容について審議しました。

(3) 庁内推進委員会の設置

本計画の策定にあたっては、全庁的に本市における子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を推進するため、各部署の職員で構成する「たつの市子ども計画推進委員会」を設置し、計画内容について検討、審議し取りまとめました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く本市の状況と課題

1 人口等の動向

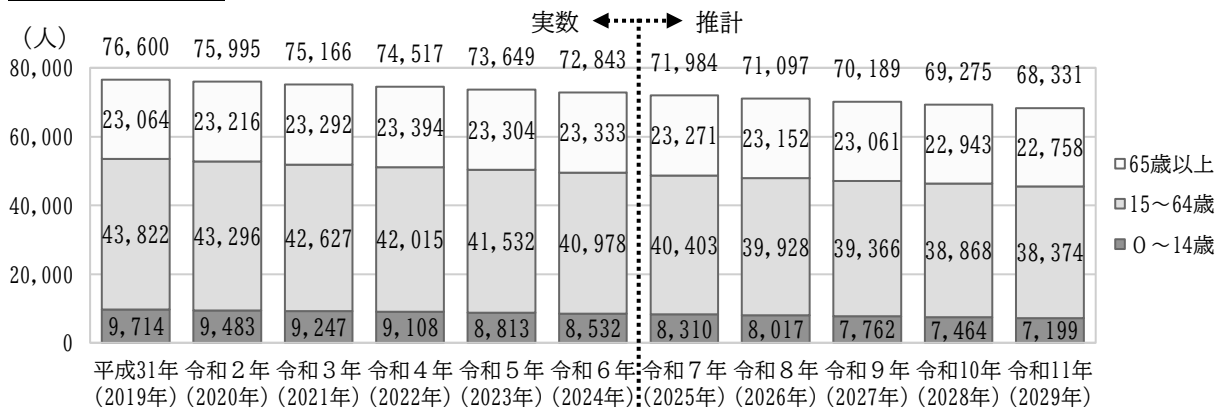
(1) 人口の推移

<総人口>

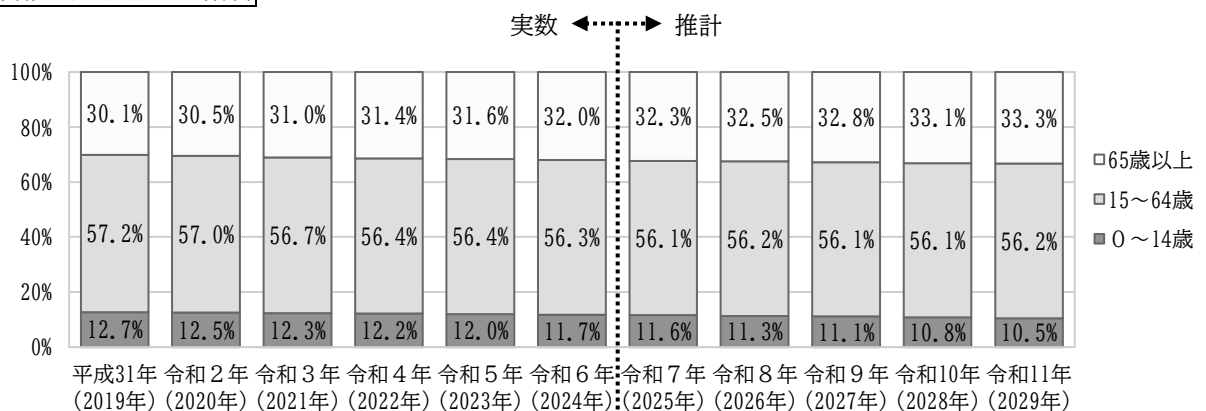
本市の人口推移と推計をみると、総人口は、減少傾向にあり、令和6年では72,843人となっており、平成31年より約3,800人（約5%）減少しています。令和7年以降の推計人口でも年々減少していくと推測され、本計画の最終年度である令和11年では68,331人となり、現在より約4,500人の減少が見込まれます。

また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳の人口割合は、減少傾向にあり、令和6年では11.7%となっています。令和11年では10.5%になると推計され、さらに少子化が進行すると見込まれます。

年齢3区分別人口



年齢3区分別人口割合



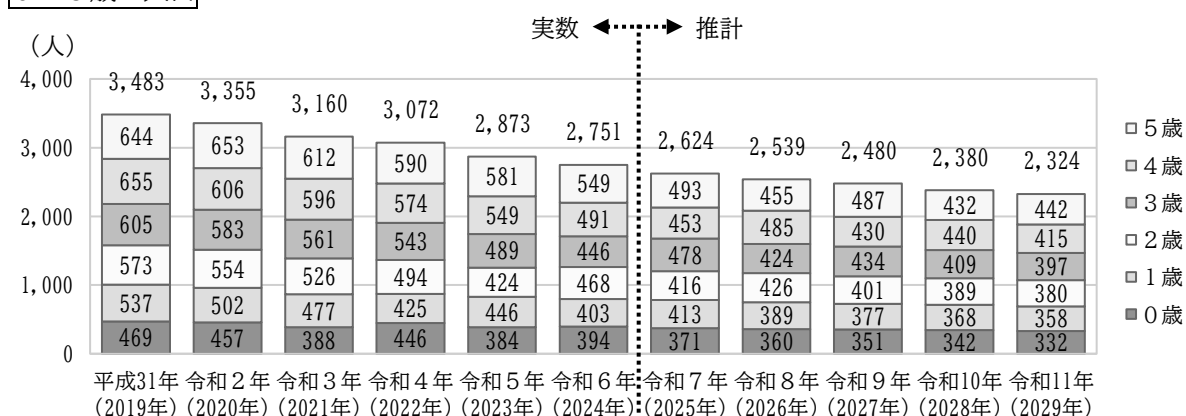
資料：(実数) 住民基本台帳(各年3月31日現在)、(推計) コーホート変化率法により推計

<こども・若者の人口>

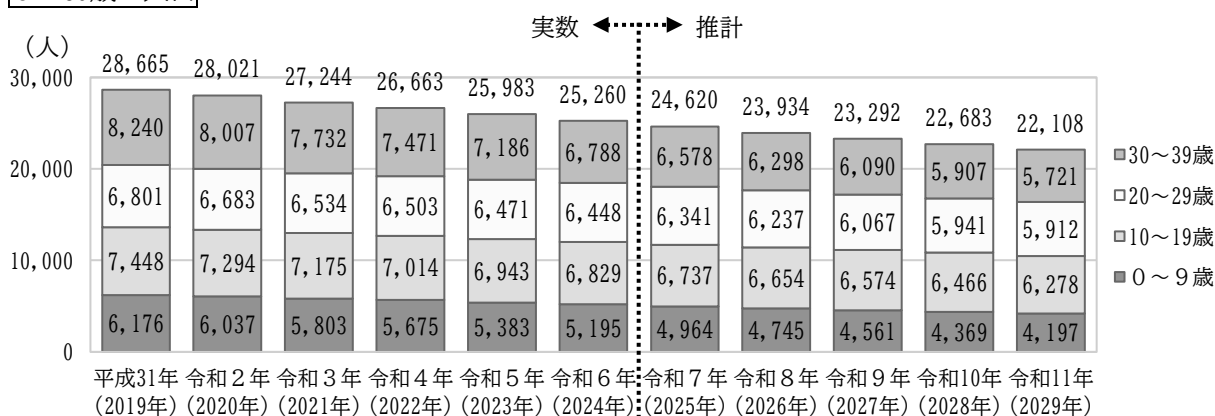
0～5歳の就学前のこどもの人口は、減少傾向にあり、令和6年では2,751人となっており、平成31年より約700人（約20%）減少し、少子化が進行していることが分かります。令和7年以降も減少していくと推測され、令和11年では2,324人となり、現在より約400人の減少が見込まれます。

また、0～39歳のこども・若者の人口は、同様に減少傾向にあり、令和6年では25,260人となっており、平成31年より約3,400人（約12%）減少しています。令和7年以降も減少していくと推測され、令和11年では22,108人となり、現在より約3,000人の減少が見込まれます。

0～5歳の人口



0～39歳の人口



資料：(実数) 住民基本台帳(各年3月31日現在)、(推計) コーホート変化率法により推計

コーホート変化率法とは… 各コーホート（同年または同期間に生まれた人々の集団）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。本市においては、直近5年間（令和2～6年3月31日現在）の住民基本台帳の1歳階級別人口で推計しています。なお、0歳の推計人口については、実績人口からこども女性比（15～49歳女性の人口に対する0歳の人口の比率）と男女児性比（0歳の男女数の比率）を求め、その比率が一定であると仮定して推計しています。

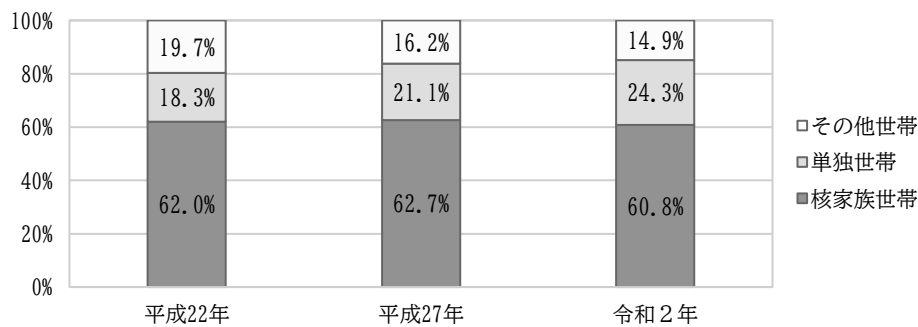
(2) 世帯構成の推移

<世帯構成>

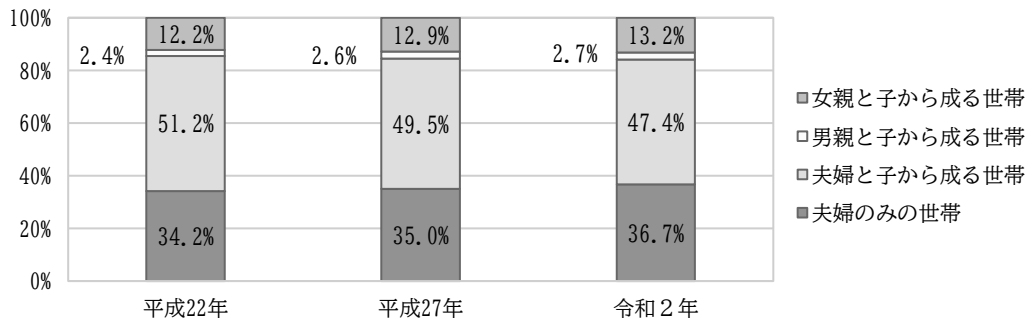
世帯構成割合の推移をみると、核家族世帯の占める割合は、令和2年では60.8%で最も高くなっていますが、平成22年より1.2%減少しています。また、単独世帯（世帯員が1人の世帯）の占める割合は、令和2年では24.3%で、平成22年より6.0%増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子（世帯主からみた子）から成る世帯の占める割合は、令和2年では47.4%で最も高くなっていますが、平成22年より3.8%減少しています。ひとり親世帯になると、令和2年では女親と子から成る世帯が13.2%、男親と子から成る世帯が2.7%で、両方を合わせると平成22年より1.3%増加しています。

世帯構成割合



核家族世帯の内訳



資料：国勢調査

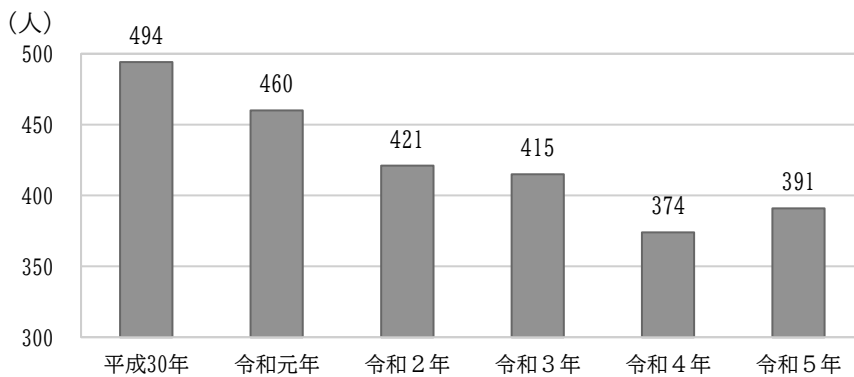
(3) 出生、婚姻・離婚数等の推移

<出生数>

出生数は、減少傾向にあり、令和5年では391人となっており、平成30年より103人（20.9%）減少しています。

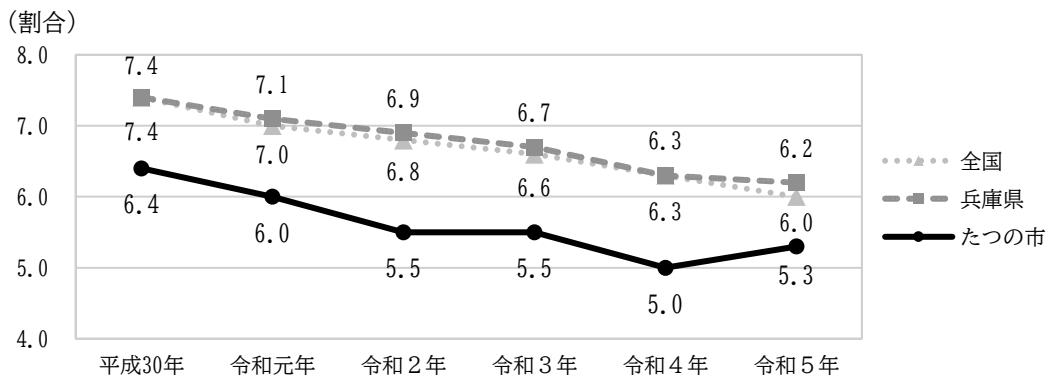
また、人口1千人当たりの出生率は、令和5年では5.3となっており、平成30年より17.2%減少しています。なお、全国平均、兵庫県平均と比べると低くなっています。

出生数



人口1千人当たりの出生率

※令和5年は概数



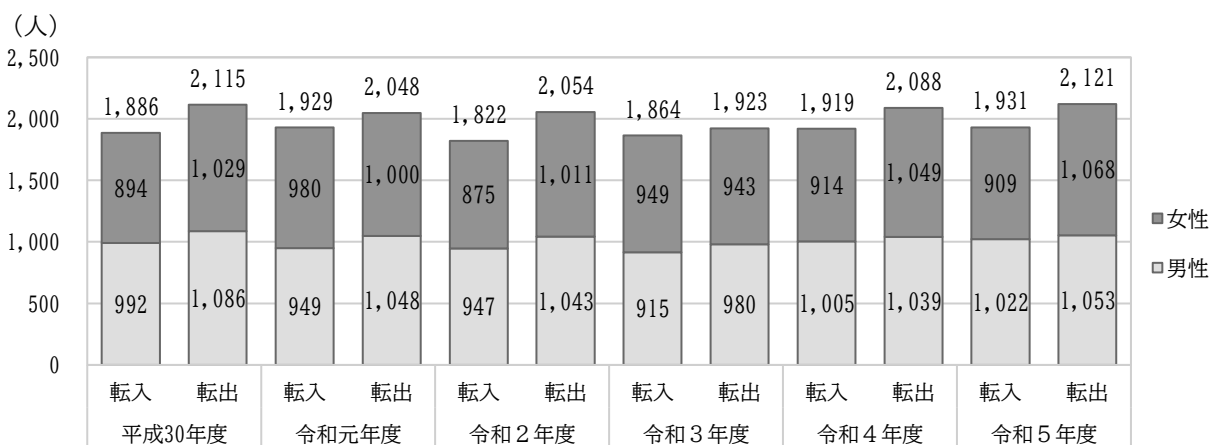
資料：兵庫県保健統計年報

<転入・転出者数>

転入者数は、令和2年度以降は増加傾向にあり、令和5年度では1,931人となっており、平成30年度より2.4%増加しています。

また、転出者数は、減少傾向にあったものの、令和4年度から増加に転じ、令和5年度では2,121人となっており、平成30年度より0.3%増加しています。

各年度とも、転出者数が転入者数を上回っている状況です。

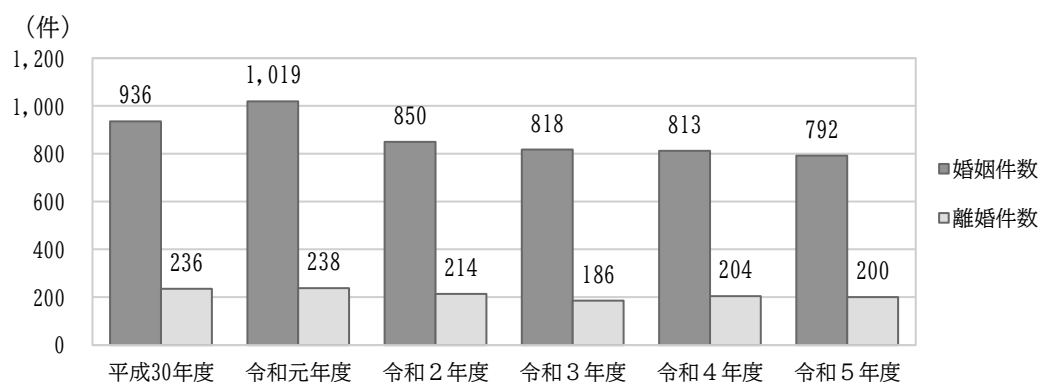


資料：たつの市統計書

<婚姻・離婚件数>

婚姻件数は、令和元年度から減少傾向にあり、令和5年度では792件となっており、平成30年度より15.4%減少しています。

また、離婚件数は、同様に減少傾向にあり、令和5年度では200件となっており、平成30年度より15.3%減少しています。



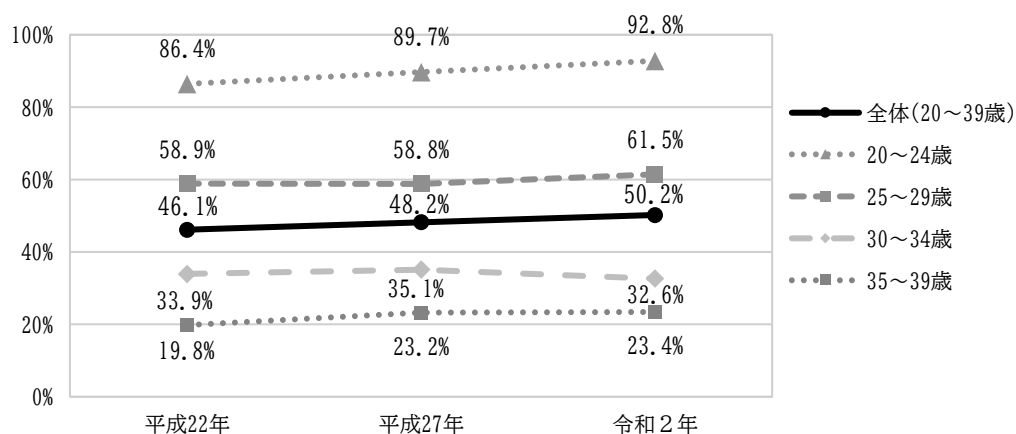
資料：たつの市統計書

<20代・30代の未婚率>

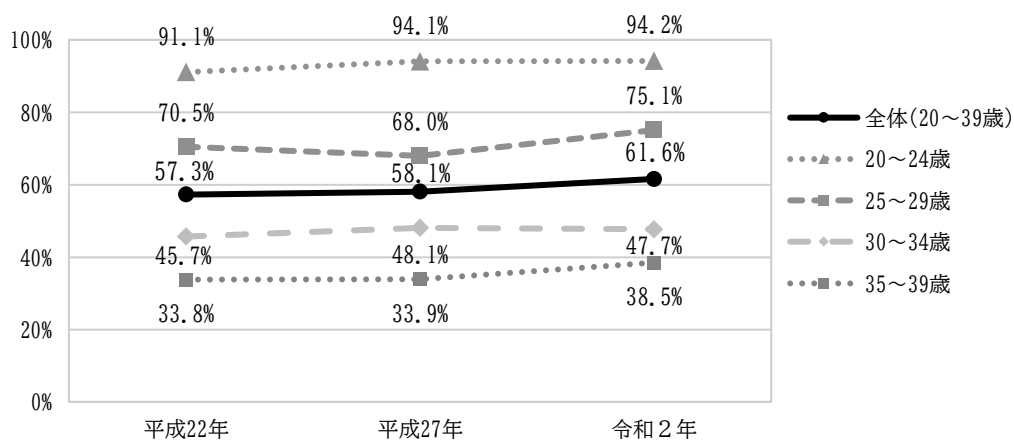
20代・30代の女性の未婚率は、増加傾向にあり、令和2年では全体で50.2%となっており、平成22年より4.1%増加しています。年齢別にみても、全体的に増加しています。

また、20代・30代の男性の未婚率は、同様に増加傾向にあり、令和2年では全体で61.6%となっており、平成22年より4.3%増加しています。年齢別にみても、全体的に増加しています。

女性の未婚率



男性の未婚率



資料：国勢調査

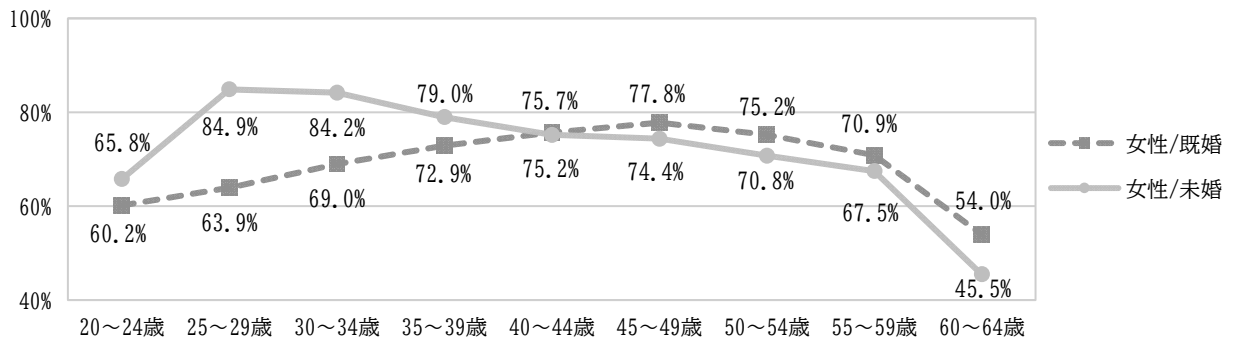
(4) 就労状況

<就業率>

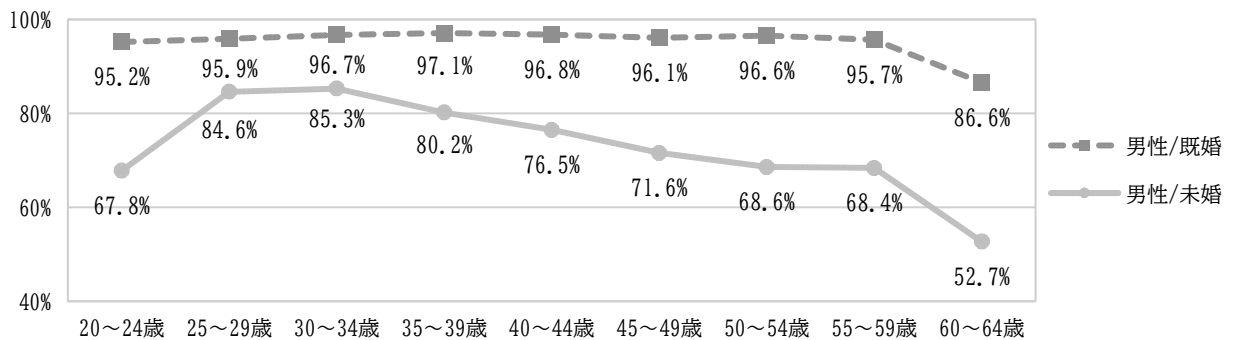
女性の就業率は、未婚の25～34歳では約85%、35歳以上では70%台となっています。一方で、既婚の25～34歳では約65%で、35歳以上では70%台となっており、20代・30代の出産・育児にかかる時期が低くなっています。未婚と既婚を比べると、25～29歳では21.0%の差で最も大きく開いており、30～34歳では15.2%の差となっています。

また、男性の就業率は、未婚の25～34歳では約85%、35歳以上では70～80%台となっています。一方で、既婚の25～59歳では約95%と高くなっています。未婚と既婚を比べると、25～34歳では約10%の差で、35歳以上では約20%の差と大きく開いています。

女性の就業率



男性の就業率

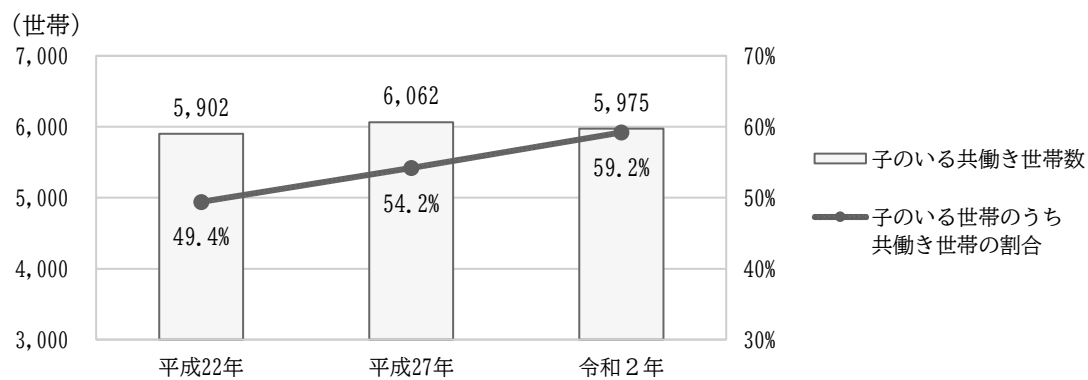


資料：令和2年国勢調査

<共働き世帯の状況>

子（世帯主からみた子）のいる共働き世帯数は、横ばいで、令和2年では5,975世帯となっており、平成22年より73世帯（1.2%）増加しています。

また、子のいる世帯のうち共働き世帯の割合は、増加傾向にあり、令和2年では59.2%となっており、平成22年より9.8%増加しています。



資料：国勢調査



2 教育・保育施設、小中学校における児童・生徒数の推移

(1) 教育・保育施設

<保育所、認定こども園>

保育所の児童数は、減少傾向にあり、令和6年では473人となっており、令和2年より165人(25.9%)減少しています。

認定こども園の児童数は、令和3年から減少し、令和6年では1,603人となっており、令和2年より132人(7.6%)減少しています。

なお、幼稚園は、認定こども園への移行等により、令和4年度をもってすべて閉園しました。

【保育所】

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	9	8	8	8	8
定員数(人)	640	580	540	530	530
児童数(人)	638	528	521	484	473
3歳未満	214	170	176	169	165
3歳	143	113	103	94	100
4歳以上	281	245	242	221	208
入所率(%)	99.7	91.0	96.5	91.3	89.2

【認定こども園】

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	18	19	19	19	19
定員数(人)	1,805	1,925	1,925	1,915	1,905
児童数(人)	1,735	1,785	1,750	1,691	1,603
3歳未満	428	450	427	424	457
3歳	404	418	421	376	326
4歳以上	903	917	902	891	820
入所率(%)	96.1	92.7	90.9	88.3	84.1

【幼稚園】

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	5	4	2	—	—
児童数(人)	52	24	2	—	—
3歳	—	—	—	—	—
4歳	21	3	—	—	—
5歳	31	21	2	—	—

資料：幼児教育課「保育月報」(各年4月1日現在)、学校教育課「学校基本調査」(各年5月1日現在)

(2) 小中学校

<小学校>

小学校の児童数は、減少傾向にあり、令和6年では3,729人となっており、令和2年より329人(8.1%)減少しています。

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)	18	17	17	17	17
学級数(学級)	205	202	199	196	201
児童数(人)	4,058	3,969	3,931	3,819	3,729
1年生	647	652	611	574	569
2年生	680	645	654	616	574
3年生	646	671	644	653	616
4年生	699	652	674	645	649
5年生	653	700	652	680	639
6年生	733	649	696	651	682

<中学校>

中学校の生徒数は、横ばいで、令和6年では1,901人となっており、令和2年より64人(3.3%)減少しています。

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)	6	6	6	6	6
学級数(学級)	73	75	78	79	74
生徒数(人)	1,965	1,998	1,988	1,998	1,901
1年生	666	706	615	672	615
2年生	623	664	710	614	673
3年生	676	628	663	712	613

資料：学校教育課「学校基本調査」(各年5月1日現在)

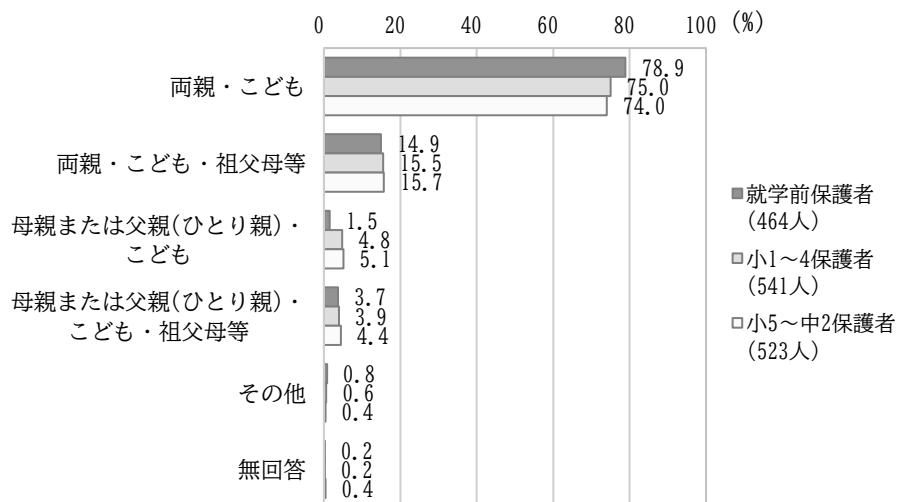
※播磨高原広域事務組合立播磨高原東小・中学校を含む。

3 アンケート調査結果からみられる現状

<家庭状況>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者

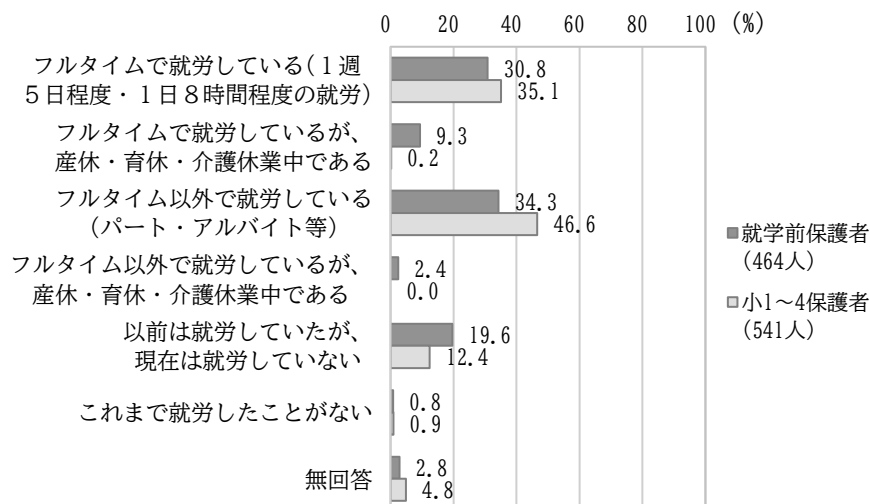
家庭状況については、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者のいずれも、「両親・子ども」が70%以上を占めています。また、「母親または父親（ひとり親）・子ども」が約5%で、核家族世帯が全体の約80%を占めています。



<母親の就労状況>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者

母親の就労状況については、「フルタイム以外で就労している」が小学校就学前児童の保護者で34.3%、小学1～4年生の保護者で46.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労している」が小学校就学前児童の保護者で30.8%、小学1～4年生の保護者で35.1%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が小学校就学前児童の保護者で19.6%、小学1～4年生の保護者で12.4%となっています。

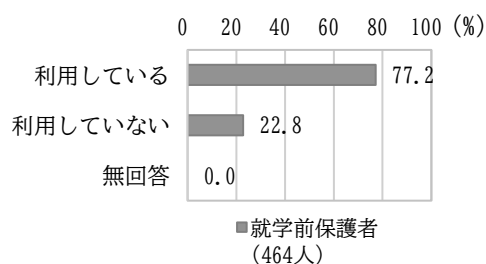


<平日の定期的な教育・保育事業の利用状況>

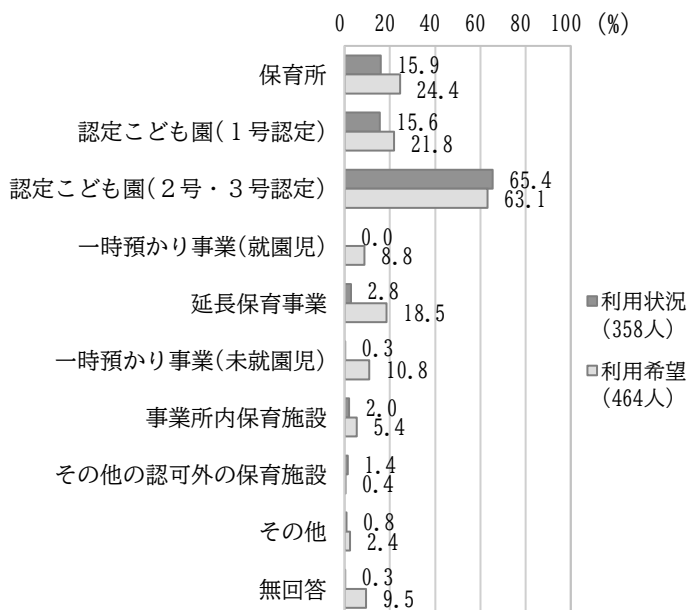
対象：小学校就学前児童の保護者

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が77.2%となっています。利用状況では、「保育所」、「認定こども園（2号・3号認定）」が合わせて約80%を占めており、保護者の就労等で保育を要する家庭が多くなっています。また、利用希望では、「保育所」、「認定こども園」が高く、「一時預かり事業」、「延長保育事業」が10%台となっています。

利用の有無



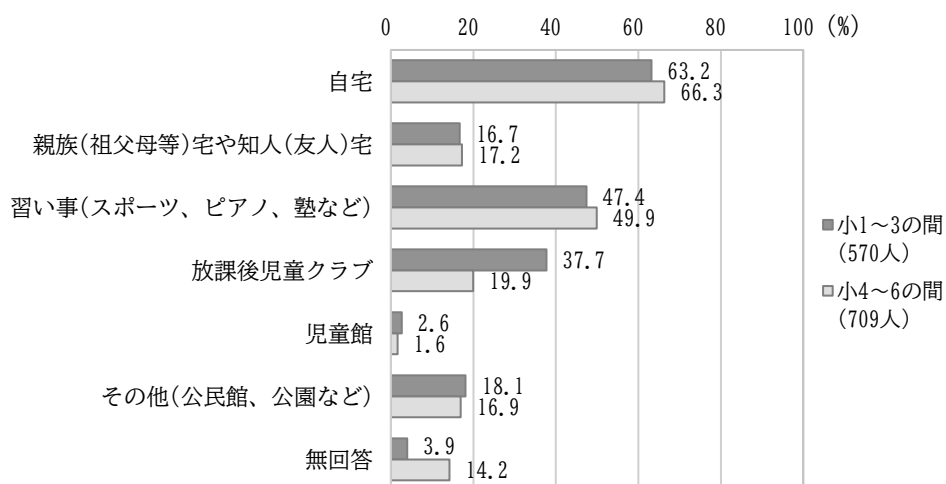
利用状況・希望



<小学校の放課後のこどもの過ごし方>

対象：小学校就学前児童(5歳以上)の保護者、小学1～4年生の保護者

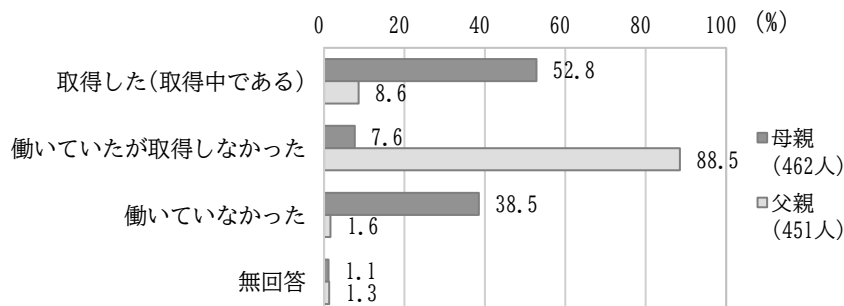
小学校の放課後のこどもの過ごし方(希望)については、小学1～3年生の間、小学4～6年生の間ともに、「自宅」が60%台で最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」などとなっています。また、「放課後児童クラブ」は小学1～3年生の間が37.7%と高く、小学4～6年生の間が19.9%となっています。



<育児休業の取得状況>

対象：小学校就学前児童の保護者

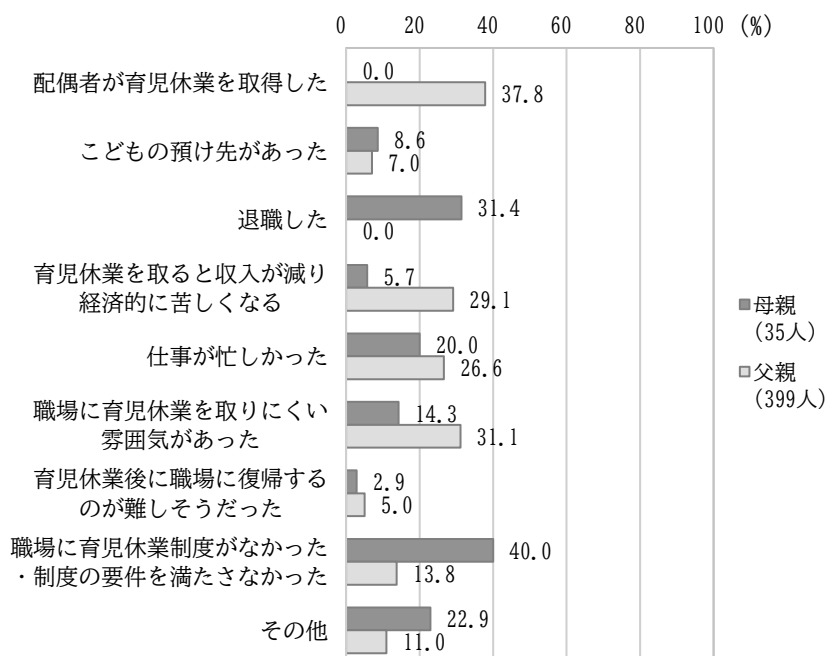
育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が52.8%、父親が8.6%となっています。全体の取得率は増加傾向にあるものの、父親の取得率は低い状況です。



<育児休業を取得しなかった理由>

対象：小学校就学前児童の保護者

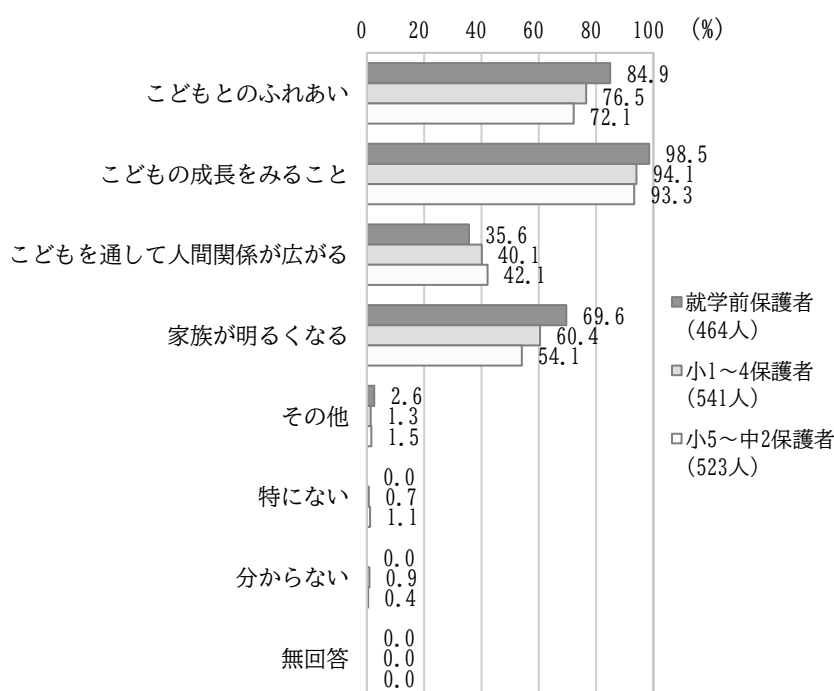
育児休業を取得しなかった理由については、母親では、「職場に育児休業制度がなかった・制度の要件を満たさなかった」が40.0%で最も高く、次いで「退職した」、「仕事が忙しかった」などとなっています。父親では、「配偶者が育児休業を取得した」が37.8%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「育児休業を取ると収入が減り経済的に苦しくなる」などとなっています。



<子育ての楽しみ>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者

子育ての楽しみについては、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者のいずれも、「こどもの成長をみること」が約95%を占め、次いで「こどもとのふれあい」、「家族が明るくなる」が高くなっています。一方で、「特にない」がわずかにある状況です。



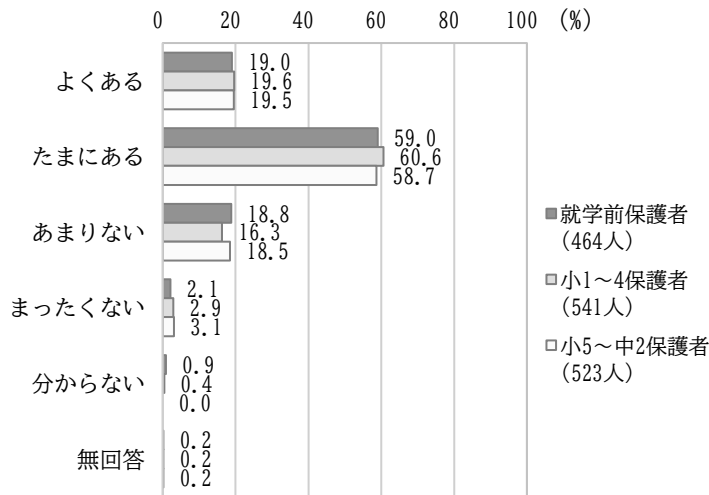
<子育てで不安や負担に感じること>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者

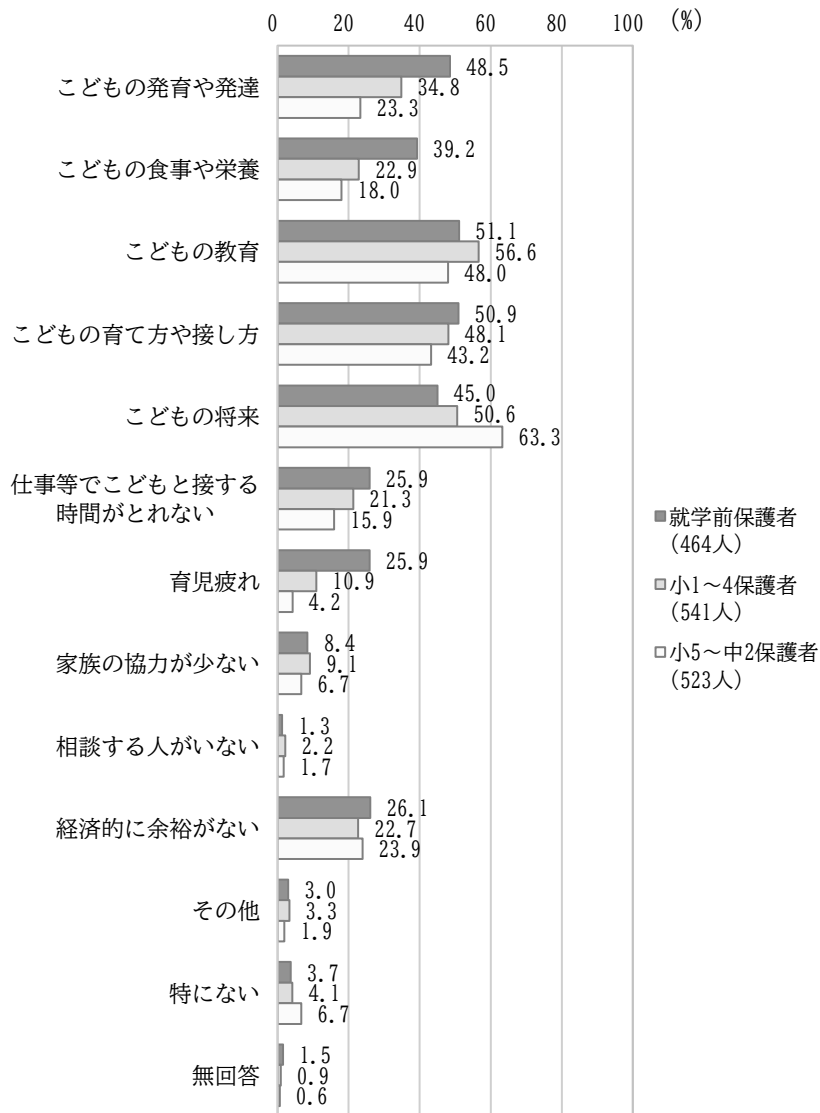
子育てで不安や負担に感じる頻度については、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者のいずれも、「たまにある」が約60%で最も高く、「よくある」、「あまりない」が約20%となっています。

子育てで不安や負担、気になることについては、小学校就学前児童の保護者では、「こどもの教育」が51.1%で最も高く、次いで「こどもの育て方や接し方」、「こどもの発育や発達」などとなっています。小学1～4年生の保護者では、「こどもの教育」が56.6%で最も高く、次いで「こどもの将来」、「こどもの育て方や接し方」などとなっています。小学5年生～中学2年生の保護者では、「こどもの将来」が63.3%で最も高く、「こどもの教育」、「こどもの育て方や接し方」などとなっています。また、いずれも「仕事等でこどもと接する時間がとれない」、「経済的に余裕がない」が約20%となっており、小学校就学前児童の保護者では、「育児疲れ」が高くなっています。

不安や負担を感じる頻度



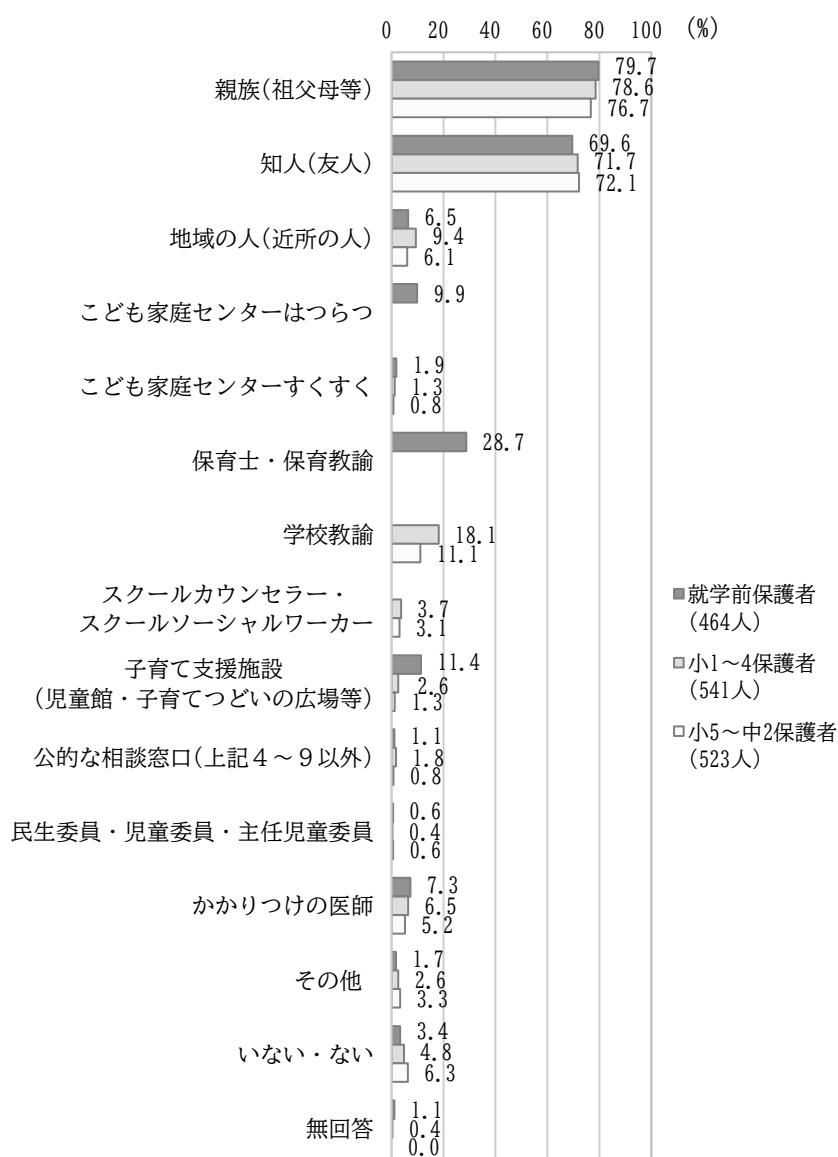
不安や負担、気になること



<子育て（教育）を気軽に相談できる人（場所）>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者

子育て（教育）を気軽に相談できる人（場所）については、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者のいずれも、「親族（祖父母等）」が約80%を占め、次いで「知人（友人）」が約70%となっており、身近な親族や知人に相談している人が多い状況です。公的機関になると、小学校就学前児童の保護者では、「保育士・保育教諭」が28.7%、次いで「子育て支援施設（児童館・子育てつどいの広場等）」、「こども家庭センターはつらつ」となっています。また、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者では、「学校教諭」が10%台となっています。一方で、「いない・ない」がいずれも約5%ある状況です。



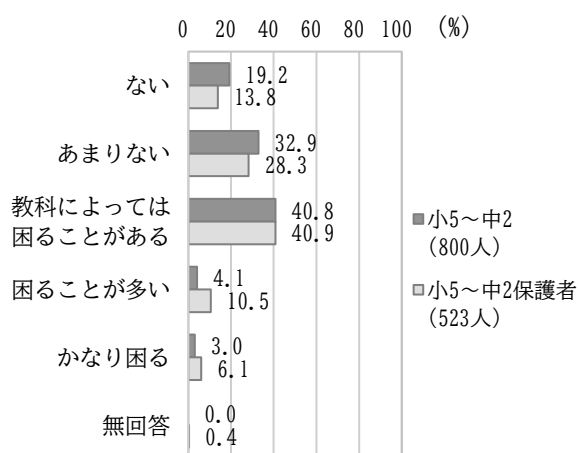
<学校の勉強で困ること>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)、小学5年生～中学2年生の保護者

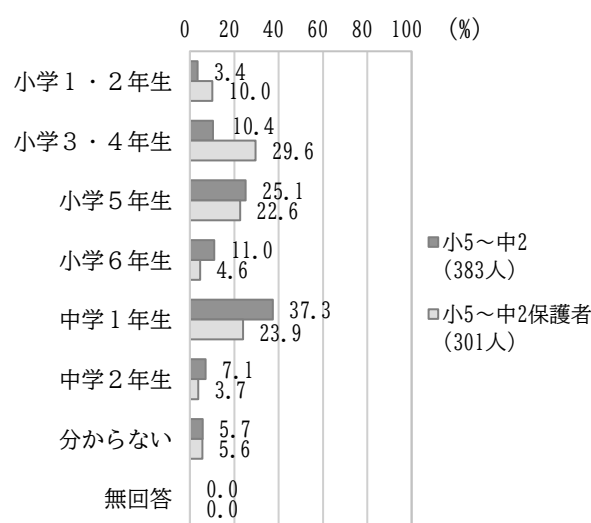
学校の勉強で困ることについては、小学5年生～中学2年生(こども)、小学5年生～中学2年生の保護者ともに、「教科によっては困ることがある」が約40%で最も高く、次いで「あまりない」となっています。一方で、「困ることが多い」が約10%、「かなり困る」が約5%ある状況です。

困るようになった時期については、「中学1年生」がこどもで37.3%、保護者で23.9%と高く、次いで「小学5年生」となっています。保護者では、「小学3・4年生」が高くなっています。

学校の勉強で困ること



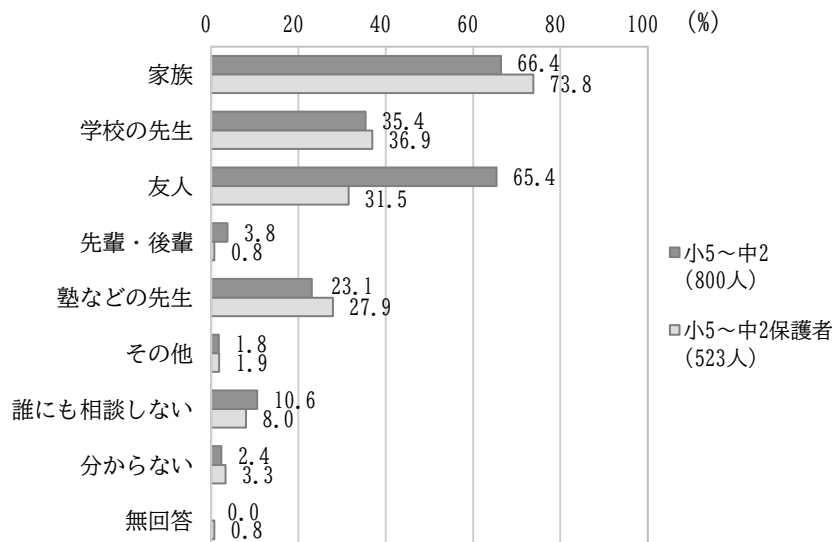
困るようになった時期



<学校の勉強で困ったときの相談先>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)、小学5年生～中学2年生の保護者

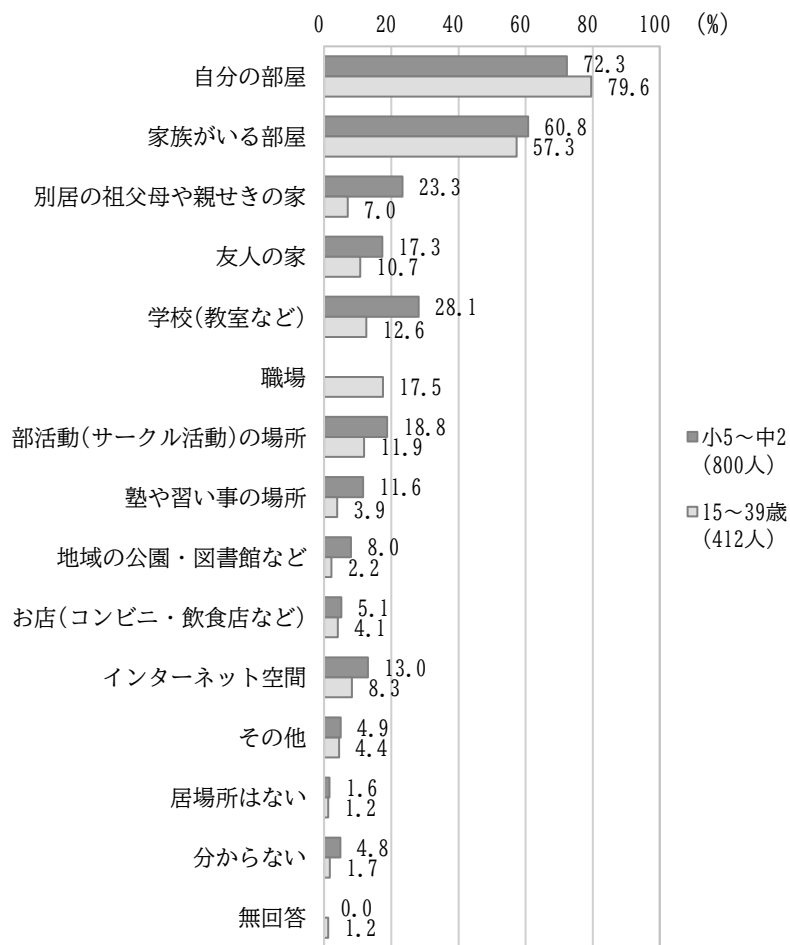
学校の勉強で困ったときの相談先については、小学5年生～中学2年生(こども)、小学5年生～中学2年生の保護者ともに、「家族」が約70%で最も高く、次いで「友人」、「学校の先生」となっています。一方で、「誰にも相談しない」が約10%ある状況です。



<自分の居場所>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳

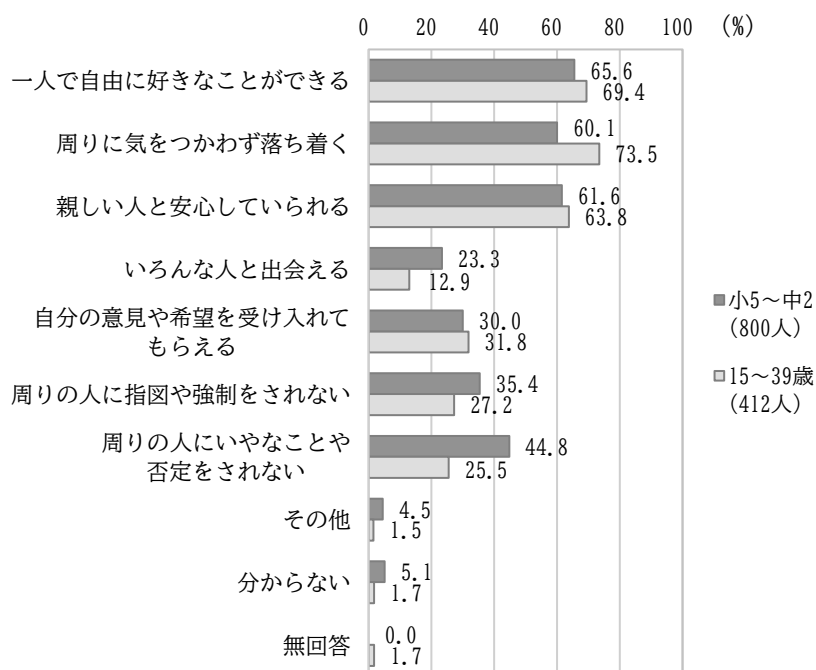
自分の居場所については、小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳ともに、「自分の部屋」が70%台で最も高く、次いで「家族がいる部屋」と自宅が占めています。家族以外と関わる場所になると、小学5年生～中学2年生では、「学校」が28.1%、「部活動の場所」、「友人の家」が約20%、「インターネット空間」も13.0%と高くなっており、15～39歳では、「職場」が17.5%と高くなっています。一方で、「居場所はない」が約1%ある状況です。



<自分にとっての居場所>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳

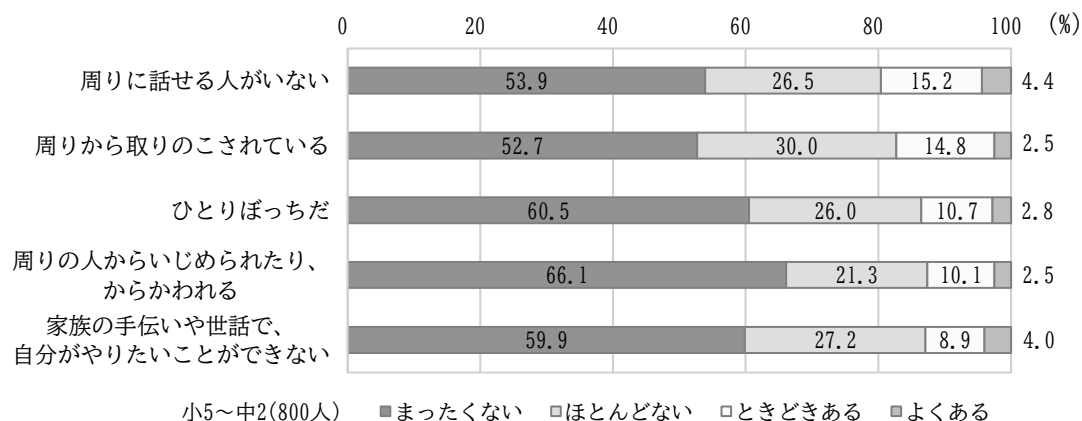
自分にとっての居場所については、小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳ともに、「一人で自由に好きなことができる」、「周りに気をつかわず落ち着く」、「親しい人と安心していられる」が60～70%台と高くなっています。また、小学5年生～中学2年生では、「周りの人にいやなことや否定をされない」、「周りの人に指図や強制をされない」も30～40%台と高くなっています。



<今、感じていること>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)

今、感じていることについては、全項目で「まったくない」が50～60%台を占め、「ほとんどない」が20～30%を占めています。一方で、「周りに話せる人がいない」、「周りから取りのこされている」の項目で「ときどきある」が約15%、全項目で「よくある」が約5%あり、不安感などを抱えていることが分かります。

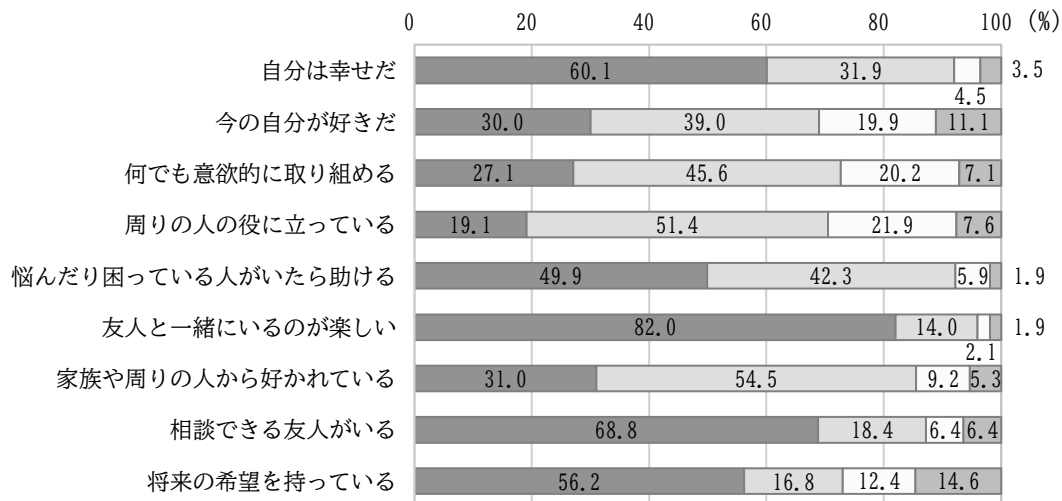


<自分の気持ち>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳

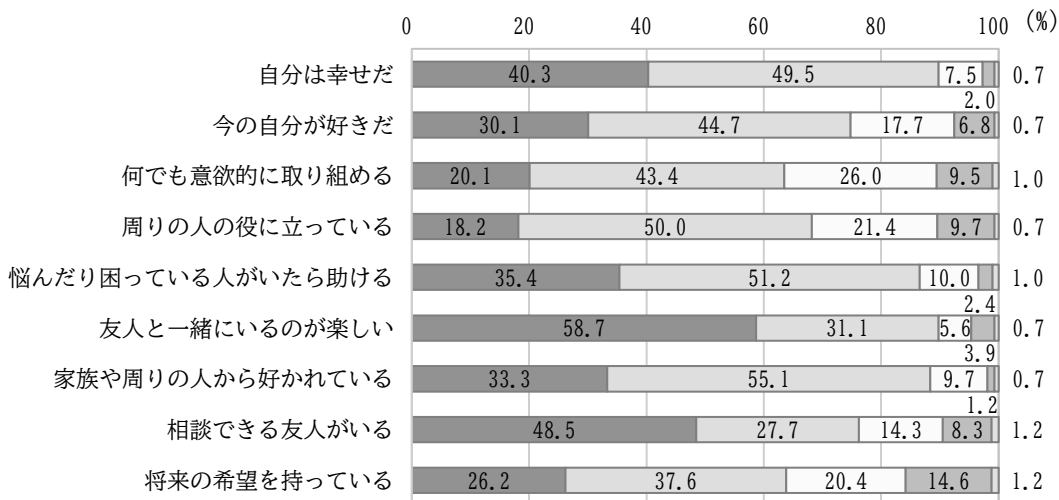
今の自分の気持ちについては、小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳ともに、ほとんどの項目で「はい」、「どちらかといえば、はい」が合わせて70%以上を占めています。特に、「自分は幸せだ」、「悩んだり困っている人がいたら助ける」、「友人と一緒にいるのが楽しい」の項目で約90%と高く、自己肯定感など前向きな気持ちであることがうかがえます。一方で、「今の自分が好きだ」、「何でも意欲的に取り組める」、「周りの人の役に立っている」、「将来の希望を持っている」の項目では、「どちらかといえば、いいえ」、「いいえ」が合わせて20～35%あり、不安感などを抱えていることが分かります。

小5～中2



小5～中2(800人) ■はい □どちらかといえば、はい □どちらかといえば、いいえ ■いいえ

15～39歳

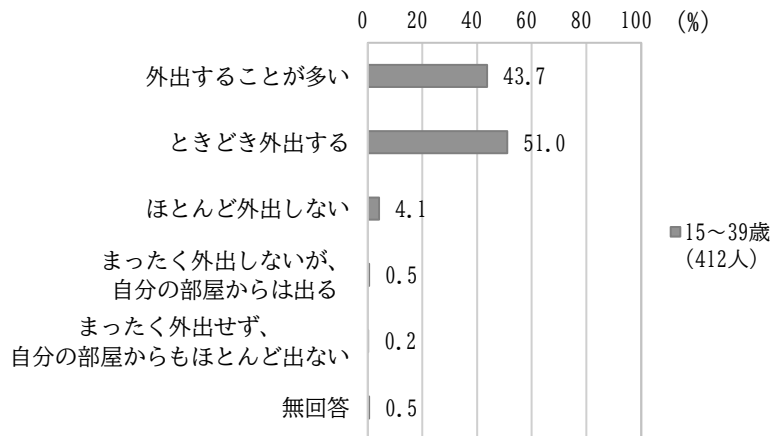


15～39歳(412人) ■はい □どちらかといえば、はい □どちらかといえば、いいえ ■いいえ □無回答

<外出の頻度>

対象：15～39 歳

外出の頻度については、「ときどき外出する」が51.0%で最も高く、次いで「外出することが多い」が43.7%となっています。一方で、「まったく外出しないが、自分の部屋からは出る」、「まったく外出せず、自分の部屋からもほとんど出ない」がわずかにある状況です。

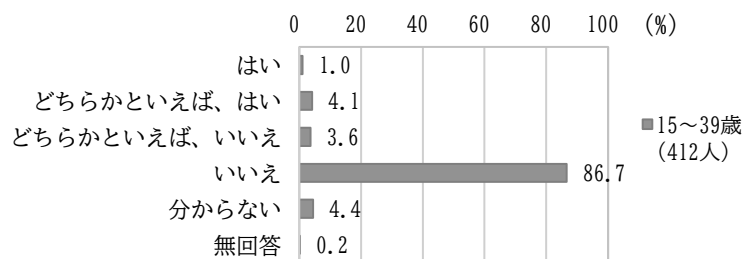


<社会生活や日常生活を円滑に送れない状況の有無>

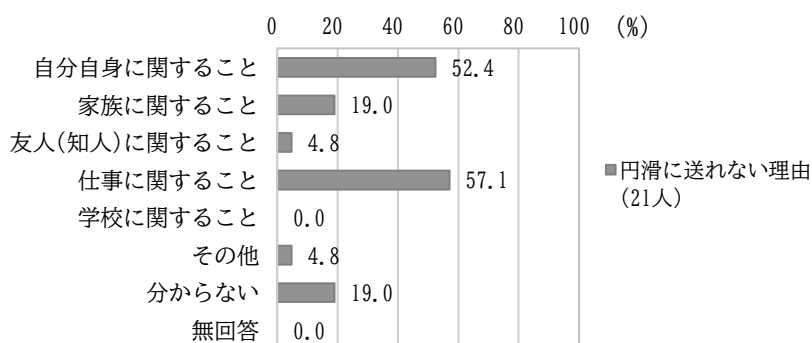
対象：15～39 歳

ニート、ひきこもり、不登校等で社会生活や日常生活を円滑に送れない状況の有無については、「いいえ」が86.7%で最も高くなっています。一方で、「どちらかといえば、はい」が4.1%、「はい」が1.0%あり、理由では、「仕事に関すること」、「自分自身に関すること」が高い状況です。

円滑に送れない状況の有無



円滑に送れない理由

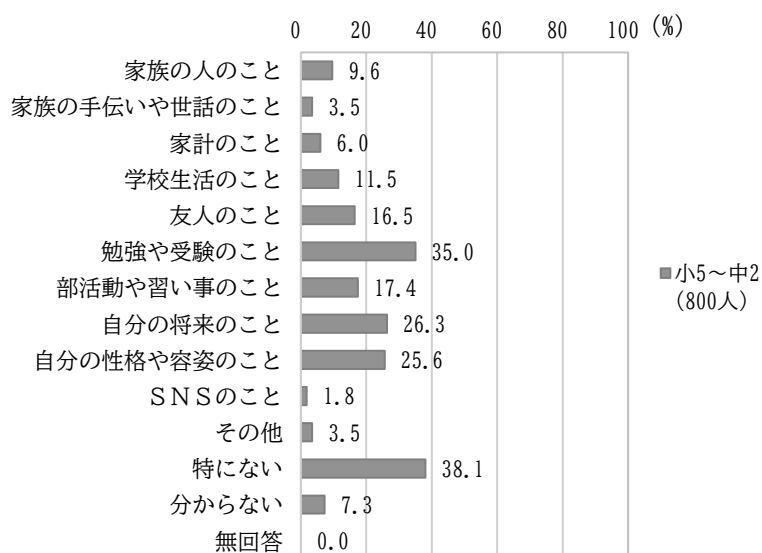


<悩んだり困っていること>

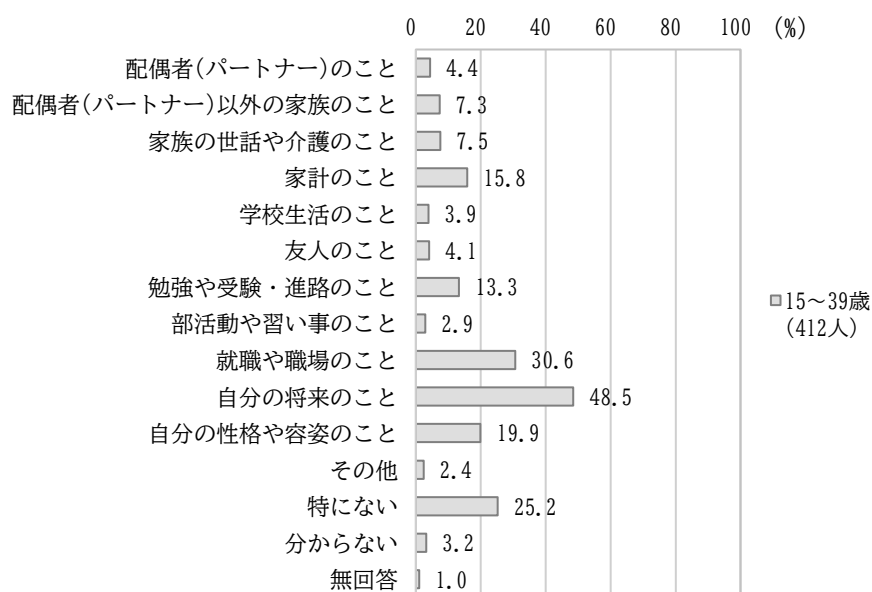
対象：小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳

悩んだり困っていることについては、小学5年生～中学2年生(こども)では、「特にない」が38.1%で最も高くなっていますが、次いで「勉強や受験のこと」が35.0%、「自分の将来のこと」、「自分の性格や容姿のこと」など自分自身に関することが高くなっています。また、「部活動や習い事のこと」、「友人のこと」、「学校生活のこと」が10%台と周囲の人に関することも高くなっています。15～39歳では、「自分の将来のこと」が48.5%で最も高く、次いで「就職や職場のこと」、「特にない」となっています。また、「自分の性格や容姿のこと」、「家計のこと」、「勉強や受験・進路のこと」も10%台と高くなっています。

小5～中2



15～39歳

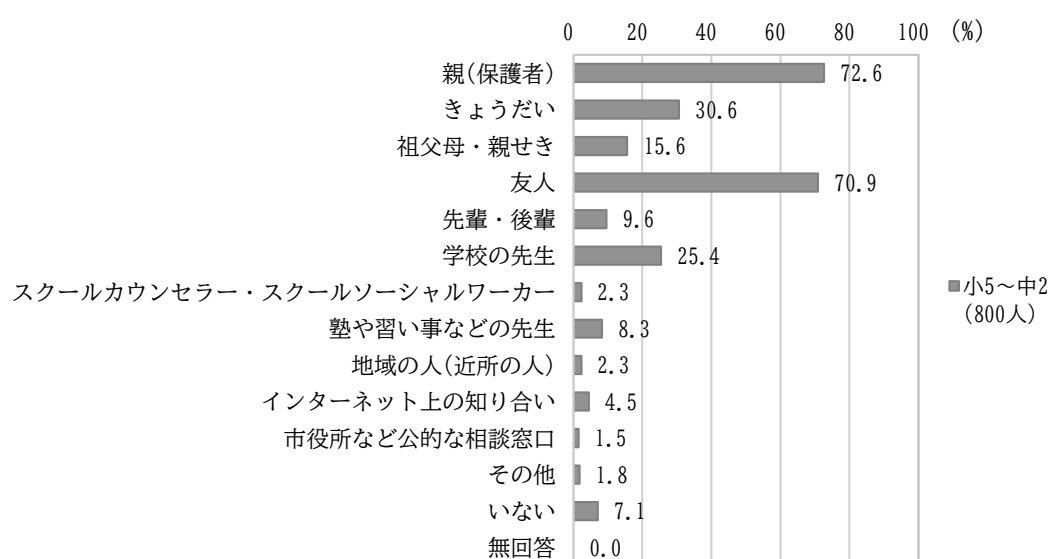


<悩んだり困ったときの相談先>

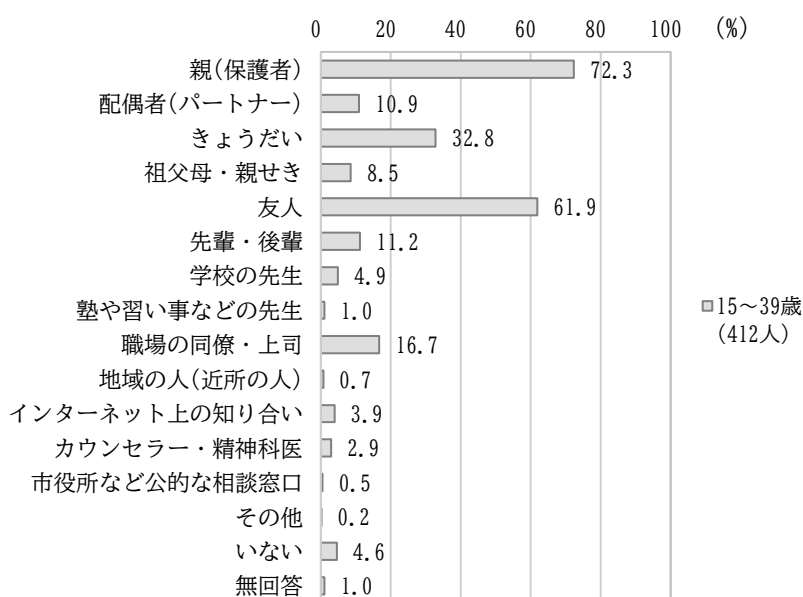
対象：小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳

悩んだり困ったときの相談先については、小学5年生～中学2年生(こども)では、「親(保護者)」が72.6%で最も高く、次いで「友人」、「きょうだい」などとなっています。「学校の先生」も25.4%と高くなっていますが、一方で、「いない」が7.1%ある状況です。15～39歳では、「親(保護者)」が72.3%で最も高く、次いで「友人」、「きょうだい」などとなっています。「職場の同僚・上司」、「先輩・後輩」、「配偶者(パートナー)」も10%台と高くなっています。一方で、「いない」が4.6%ある状況です。

小5～中2



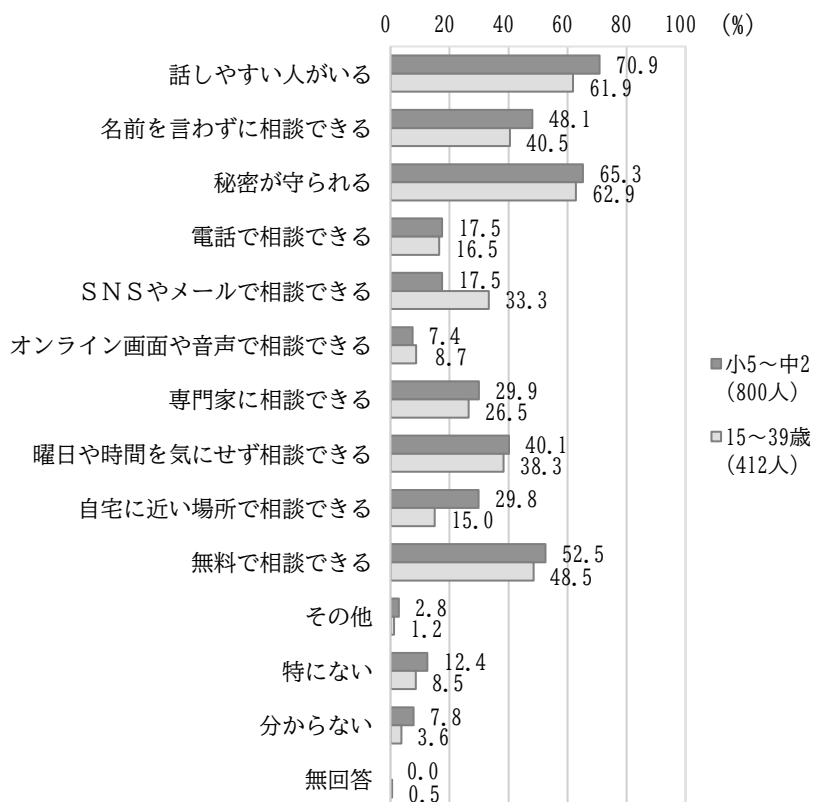
15～39歳



<学校や市役所などに相談するときに望むこと>

対象：小学5年生～中学2年生(こども)、15～39歳

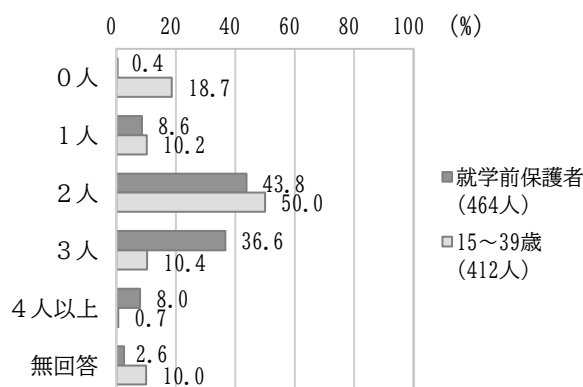
学校や市役所などに相談するときに望むことについては、小学5年生～中学2年生(こども)では、「話しやすい人がいる」が70.9%で最も高く、次いで「秘密が守られる」、「無料で相談できる」などとなっています。15～39歳では、「秘密が守られる」が62.9%で最も高く、次いで「話しやすい人がいる」、「無料で相談できる」などとなっています。また、「名前を言わずに相談できる」、「曜日や時間を気にせず相談できる」も30～40%台と高くなっています。



<こどもの希望人数>

対象：小学校就学前児童の保護者、15～39歳

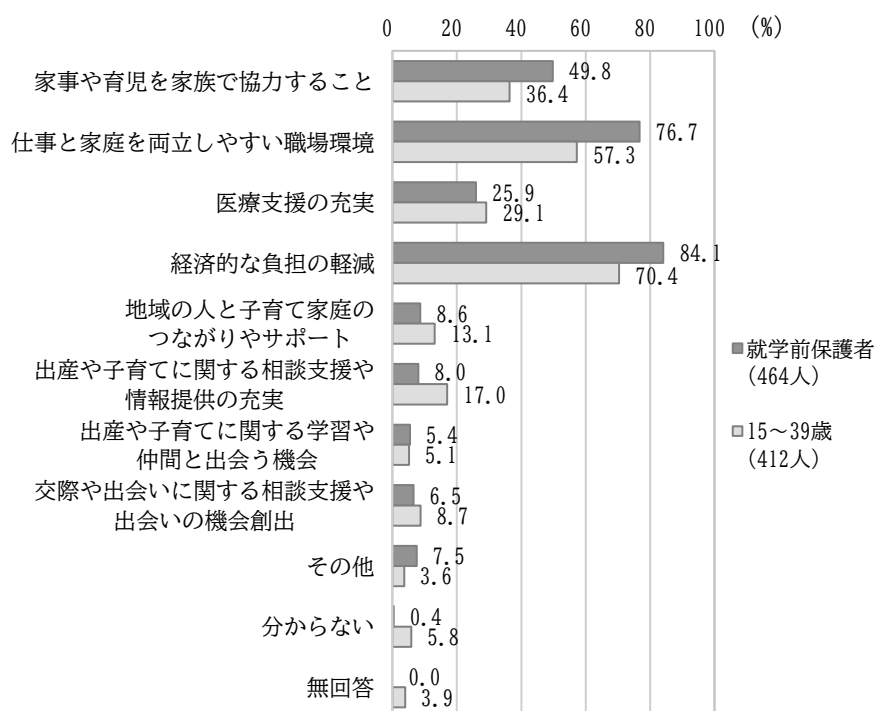
こどもの希望人数については、「2人」が小学校就学前児童の保護者で43.8%、15～39歳で50.0%と最も高く、次いで「3人」、「1人」となっています。一方で、15～39歳では、「0人」が18.7%と高くなっています。



<こどもの人数が増えていくために必要なこと>

対象：小学校就学前児童の保護者、15～39歳

こどもの人数が増えていくために必要なことについては、「経済的な負担の軽減」が小学校就学前児童の保護者で84.1%、15～39歳で70.4%と最も高く、次いで「仕事と家庭を両立しやすい職場環境」、「家事や育児を家族で協力すること」などとなっています。また、15～39歳では、「出産や子育てに関する相談支援や情報提供の充実」、「地域の人と子育て家庭のつながりやサポート」も10%台と高くなっています。



<たつの市に住み続けたいかどうか>

対象：15～39歳

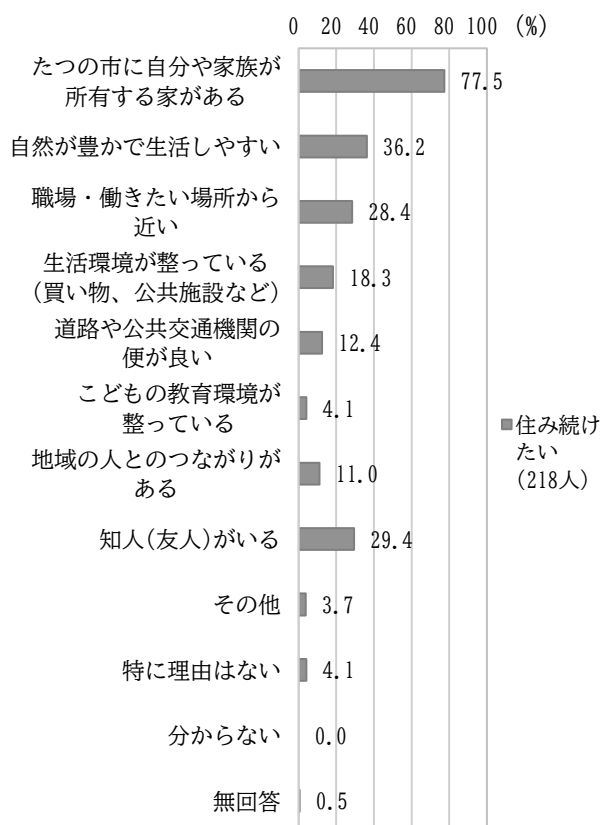
たつの市に住み続けたいかどうかについては、「どちらかといえば、はい」が34.9%で最も高く、「はい」が17.9%となっています。一方で、「どちらかといえば、いいえ」が16.3%、「いいえ」が9.0%となっています。また、「分からない」が20.9%と高くなっています。

また、たつの市に住み続けたい理由では、「たつの市に自分や家族が所有する家がある」が77.5%で最も高く、次いで「自然が豊かで生活しやすい」、「知人（友人）がいる」、「職場・働きたい場所から近い」となっています。一方で、たつの市に住み続けたくない理由では、「もっと都会に住みたい」が51.0%で最も高く、「道路や公共交通機関の便が悪い」、「職場・働きたい場所がない・遠い」、「生活環境が整っていない（買い物、公共施設など）」となっています。

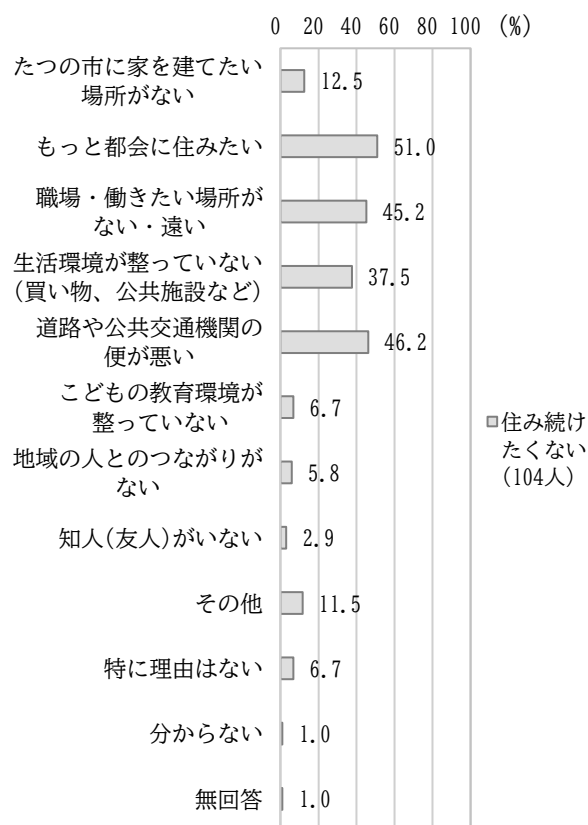
住み続けたいかどうか



住み続けたい理由



住み続けたくない理由



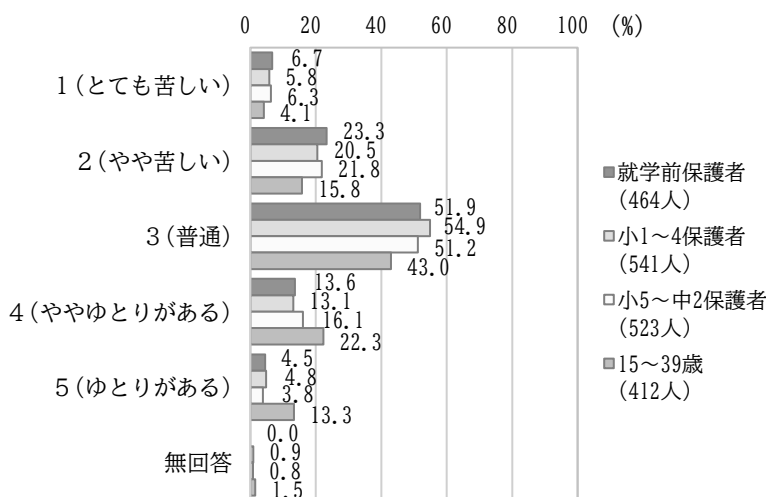
<家計の状況>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者、15～39歳

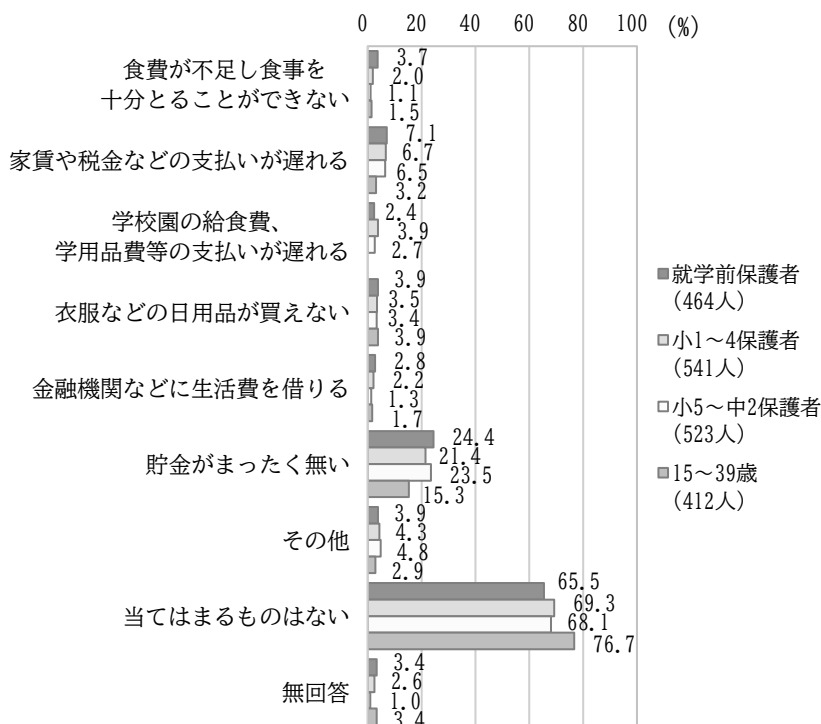
家計の状況については、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者では、「3（普通）」が約50%で最も高くなっています。一方で、「1（とても苦しい）」、「2（やや苦しい）」が合わせて約30%を占めています。15～39歳では、「3」が43.0%で最も高く、「1」、「2」が合わせて19.9%となっています。

また、家計の状況で当てはまるものについては、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者、15～39歳のいずれも、「当てはまるものはない」が約70%で最も高くなっています。一方で、「貯金がまったく無い」が約20%を占めています。

家計状況



家計状況で当てはまるもの



<たつの市に子ども・若者や子育ての環境・支援で特に力を入れてほしいこと>

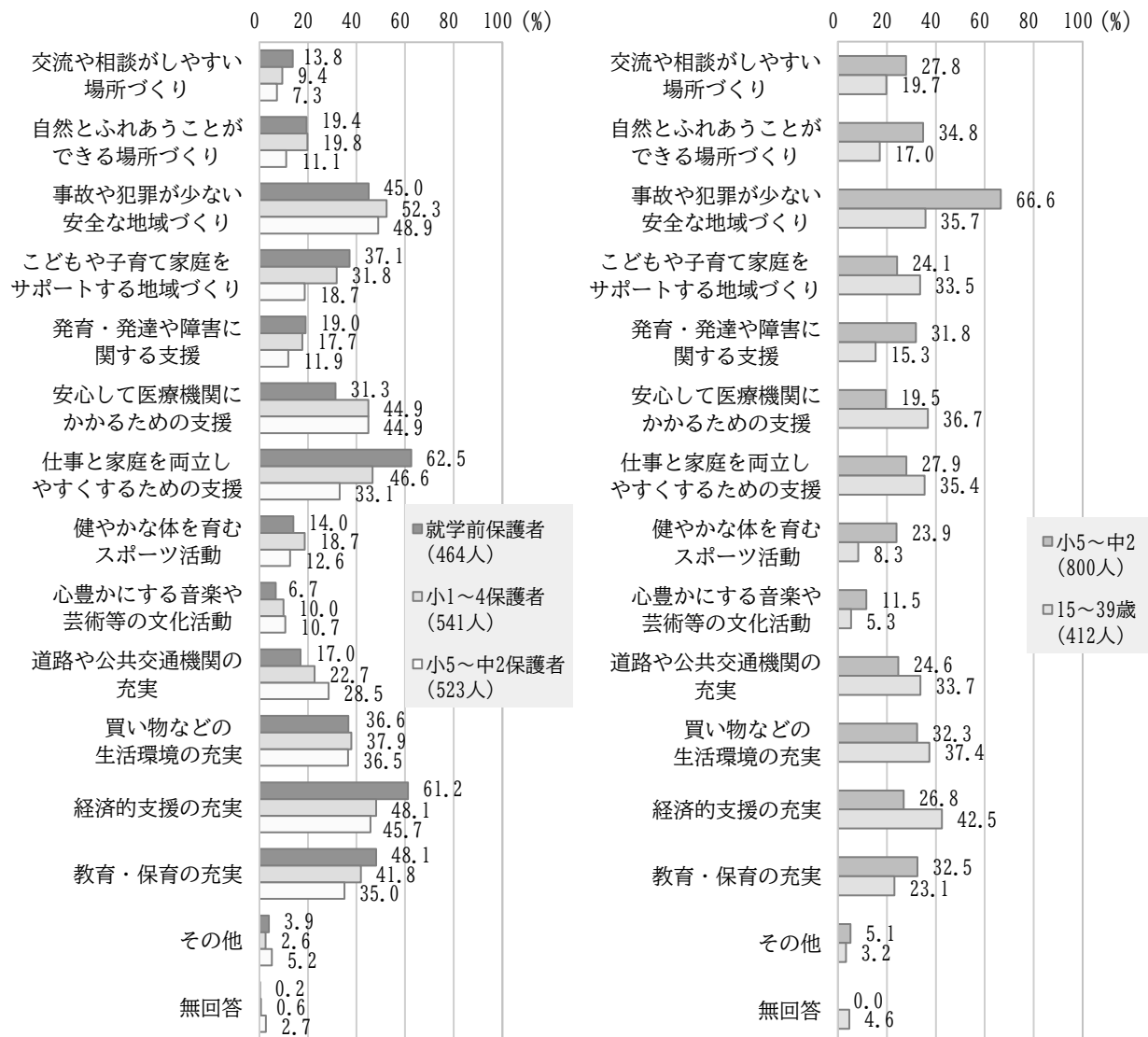
対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者・子ども、15～39歳

たつの市に子ども・若者や子育ての環境・支援で特に力を入れてほしいことについては、小学校就学前児童の保護者では、「仕事と家庭を両立しやすくするための支援」が62.5%で最も高く、次いで「経済的支援の充実」、「教育・保育の充実」となっています。小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者では、「事故や犯罪が少ない安全な地域づくり」が約50%で最も高く、次いで「経済的支援の充実」、「安心して医療機関にかかるための支援」となっています。

また、小学5年生～中学2年生(子ども)では、「事故や犯罪が少ない安全な地域づくり」が66.6%で最も高く、次いで「自然とふれあうことができる場所づくり」、「教育・保育の充実」となっています。15～39歳では、「経済的支援の充実」が42.5%で最も高く、次いで「買い物などの生活環境の充実」、「安心して医療機関にかかるための支援」となっています。他に、「子どもや子育て家庭をサポートする地域づくり」、「道路や公共交通機関の充実」も20～30%台と高くなっています。

就学前児童、小1～4、小5～中2の保護者

小5～中2(子ども)、15～39歳



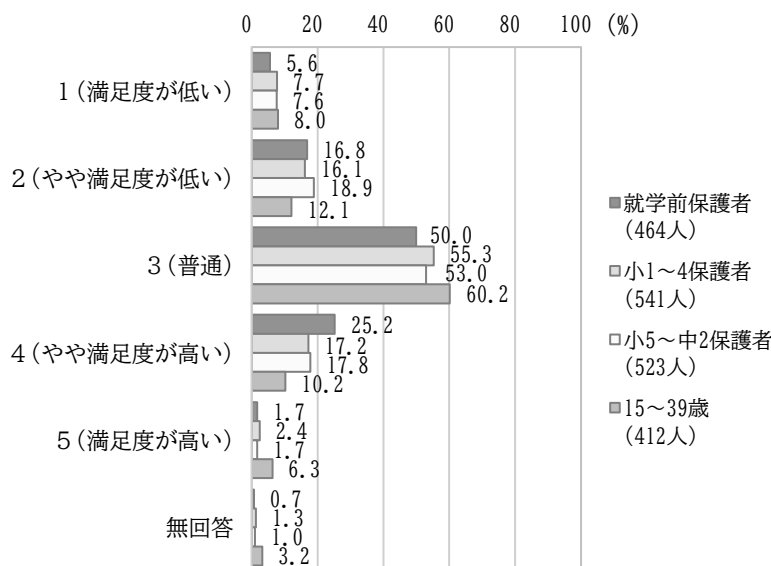
<たつの市のこども・若者や子育ての環境・支援への満足度>

対象：小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者、15～39歳

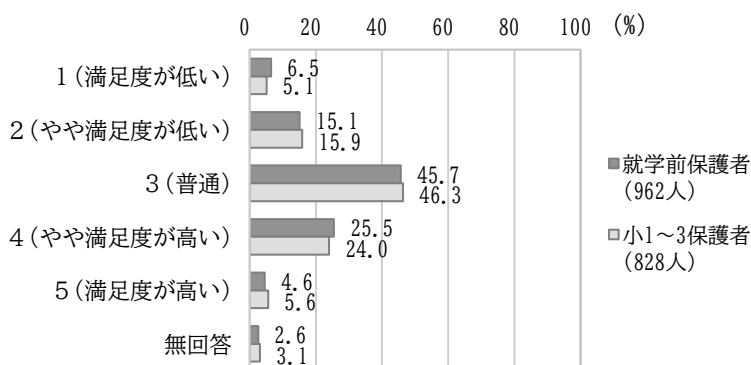
たつの市のこども・若者や子育ての環境・支援への満足度については、小学校就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者、小学5年生～中学2年生の保護者、15～39歳のいずれも、「3（普通）」が50%以上を占めています。また、「4（やや満足度が高い）」、「5（満足度が高い）」が合わせて約20%となっています。一方で、「1（満足度が低い）」、「2（やや満足度が低い）」も合わせて約20%を占める結果となっています。

前回調査（平成31年調査）と比較すると、調査対象者は一部異なりますが、「3」が大きく増加し、「4」が減少する結果となっています。

また、自由意見では、学校園、遊び場、医療、交通、買い物・商業施設、安全・防犯、経済的支援、子育て支援全般に関するものが多く、支援等が充実しているという意見やさらなる充実を求める意見が主なものとなっています。



(参考：平成31年調査)



4 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況

令和2年に策定した「第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」（以下「第2期計画」という。）においては、『地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの』を基本理念とし、「子ども・子育て支援法」、同法に規定する基本指針に基づき、「父母等の保護者が子育ての第一義的責任を有することを認識し、家庭その他の場において、子育てに関する理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されること」、また、「次代を担うこどもの最善の利益を保証しながら、すべてのこどもが地域全体に支えられ、心身ともに健やかに成長できること」を目指して取り組んできました。

第2期計画における「施策に関する取組項目」と、「子ども・子育て支援法」に基づく「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 第2期計画の「施策に関する取組項目」の取組状況

第2期計画における「施策に関する取組項目」の取組状況については、取組項目ごとに取組評価を行い、主な取組状況と課題を整理しました。

① 第2期計画の「施策に関する取組項目」の取組評価

第2期計画における「施策に関する取組項目」の取組評価は、次のとおりです。評価は取組項目ごとに担当課が達成度の自己評価を行い、全116項目のうち106項目（91.4%）がAの評価となっており、計画どおり取り組んでいる状況です。

基本目標	取組項目	評価(達成度)		
		A	B	C
1 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長	21	17	4	0
2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり	35	35	0	0
3 こどもが心豊かに成長できる教育の充実	37	35	2	0
4 安心して子育てができる生活環境の整備	23	19	4	0
合計 (構成比：%)	116 (100.0)	106 (91.4)	10 (8.6)	0 (0.0)

※評価(達成度) A：計画どおり取り組んでいる(8割以上実施)

B：ある程度取り組んでいる(6割以上実施)

C：あまり取り組んでいない(6割未満実施)

② 第2期計画の「施策に関する取組項目」の主な取組状況と課題

第2期計画における「施策に関する取組項目」の主な取組状況と課題は、以下のとおりです。

基本目標1 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長

<施策の方向(1) こどもと親の健康保持及び増進>

基本施策①「こどもと親の健康」については、こども家庭センターはつらつにおいて、妊娠から産後までの切れ目のない伴走型相談支援として、保健指導や健診、面談・家庭訪問による育児不安への早期支援を行うとともに、乳幼児健診、予防接種や不妊治療の助成などを含めた総合的な保健医療の充実を図っています。

基本施策②「食育の推進」については、ライフステージに応じた食習慣の確立に向けて、出前講座や学校園における体験活動などを通じて食に関する学習機会や情報の提供を行っています。

基本施策③「思春期保健対策の充実」については、思春期のこどもに対し、思春期教育を行うとともに、スクールカウンセラーなどによる相談・指導を行い、心のケアに努めています。

基本施策④「小児医療の充実」については、たつの市・揖保郡医師会と連携した救急・夜間医療体制を維持するとともに、こどもの発育などの悩みを気軽に相談できるようかかりつけ医の普及を図っています。

引き続き、保健や福祉、医療、教育などの関係機関が連携し、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談支援の充実を図り、こどもと保護者の心身の健康づくりを推進していく必要があります。

<施策の方向(2) ワーク・ライフ・バランスの実現>

基本施策①「仕事と子育ての両立の支援」については、職場や家庭において、父母や家族が共に仕事と子育てを行う意識が高まるよう啓発やセミナーなどを行っています。

近年、父母が共に家事や育児をし、育児休暇を取得する家庭が増加しており、さらに仕事と子育てが両立しやすくなるよう、引き続き社会全体で支援する取組を推進していく必要があります。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

<施策の方向(1) 子育て支援サービスの充実>

基本施策①「保育サービスの充実」については、保育所、認定こども園では、幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の就労意向がより高まり、多様な保育ニーズが増加しているため、教育・保育の実施内容、時間外保育事業や一時預かり事業などの保育事業の充実を図っています。

また、放課後児童クラブでは、利用ニーズを踏まえ、平日の放課後に加え、土曜日や夏休み等の長期休業期間中も開設しています。

基本施策②「ファミリー・サポート・センターやボランティアを通じた子育て支援」については、ファミリー・サポート・センター事業による託児等の援助活動、ボランティアと連携した子育てイベントの実施により、子育て家庭を支援しています。

基本施策③「相談支援体制の充実」については、こども家庭センターすくすくにおいて、学校園、関係機関と連携し、育児不安や悩みを抱える子育て家庭への相談支援の強化に取り組んでいます。また、こどもの発育や発達に関しては、こども家庭センターすくすく・はつらつ、学校園、専門機関が連携し、幼い時期から発達相談や健診を行うなど早期発見・早期支援を図っています。

基本施策④「情報提供の充実」については、子育て支援ガイドブックを作成し、妊娠時等に配布するとともに、各種情報を広報誌や市ホームページ、SNS等により広く周知しています。

基本施策⑤「障害のある児童に対する施策の充実」については、専門療育機関と連携した療育相談などを行い、早期に療育機関につなぐとともに、指定障害児相談支援事業所等と連携し、障害特性に応じて各種福祉サービスの利用につなげています。

今後も、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、多様化するニーズに対応し、子育て支援事業の充実を図っていく必要があります。また、地域や学校園、関係機関との連携を強化し、地域全体でこどもや子育て家庭を支援する体制を充実させ、安心してこどもが過ごし、保護者が子育てを行える環境づくりを推進していく必要があります。

<施策の方向(2) 子育て家庭への経済的支援の充実>

基本施策①「子育てに関する経済的支援制度の充実」については、出産・子育て応援金、高校3年生までの児童手当の支給や医療費無償化、中学校の給食費無償化など、ライフステージに応じて、幅広く子育て家庭の負担軽減を図っています。

基本施策②「ひとり親家庭への支援の推進」については、所得に応じた児童扶養手当や就職に有利な資格取得に係る給付金などの支給、ハローワークと連携した就労支援などを行っています。

引き続き、子育て家庭に必要な経済的支援を行い、子育てに係る費用等の負担軽減を図るとともに、ひとり親家庭に生活の安定と自立に向けた支援を行っていく必要があります。

基本目標3 こどもが心豊かに成長できる教育の充実

<施策の方向(1) こどもの成長を支える教育の充実>

基本施策①「幼児教育及び学校教育の充実」については、学校園において、こどもの成長に合わせたきめ細かな教育を行うとともに、情報教育や健康教育などのさまざまな要素の教育を取り入れています。また、地域資源を活かし、地域の人々や自然にふれあう体験活動、地域の伝統や文化、産業を大切にする郷土学習を行っています。

また、不登校などの相談支援では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、こどもに寄り添った支援を行うとともに、校内外サポートルームを設置してこどもの居場所を確保するなど、教育支援センター、関係機関と連携した支援を行っています。教員や保育士等においては、こどもを取り巻く社会環境の変化に対応した教育・保育を推進するために各種研修を行い、スキルアップを図っています。

基本施策②「次代の親の育成」については、こどもや家庭、自分の将来について学ぶ機会をつくり、こどもを生み育てることや家庭の大切さを理解する取組を行っています。

今後も、こどもが心豊かに成長していくために、学校園における教育を充実させるとともに、地域性を活かしたさまざまな体験や学習をする機会を設けていく必要があります。また、悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

<施策の方向(2) 家庭や地域の教育力の向上>

基本施策①「家庭教育の充実」については、乳幼児健診時などに子育てに関する相談や情報提供を行っています。児童館、子育てつどいの広場、子育て支援センターつくしんぼの館では、こどもと保護者が交流する場を提供し、子育てに関する講座や相談、情報提供を行っています。また、公民館では、親子で参加できる教室等を行っています。

基本施策②「子育て家庭の交流を促進する事業の充実」については、学校園における世代間交流行事、地域における交流行事やスポーツ活動などを行い、家庭と地域がつながる機会を提供しています。

基本施策③「地域における児童の健全育成」については、地域や青少年健全育成協議会等と連携し、少年犯罪などの有害環境からこどもを守る巡回パトロールや啓発活動をするなど、地域ぐるみでこどもを育てる取組を行っています。

家庭や地域で安心してこどもが過ごし、保護者が子育てを行えるように、こどもや子育てに関する相談や情報提供を充実させ、こどもと保護者が交流する場を提供していく必要があります。また、交流行事などを通して、家庭と地域がつながるきっかけをつくとともに、地域全体でこどもを見守り、健全育成を推進していく必要があります。

基本目標4 安心して子育てができる生活環境の整備

<施策の方向(1) 子育てを支援する生活環境の整備>

基本施策①「こどもが安心して過ごせる生活環境の整備」については、庁舎などの公共施設では、施設改修時等にバリアフリー化やおむつ替えスペースなどの設置に努めています。都市公園や自然公園では、豊かな自然環境を活かしながら、親子が安全に遊べるよう整備や維持管理を行っています。また、登下校時の安全に向け、小学校や警察と連携し、歩道やグリーンベルト、ガードレールなどの整備を行っています。公営住宅では、建替や維持修繕を行い、住戸の確保を図っています。

引き続き、公共施設や公園、道路、公営住宅などの適切な管理や整備、設備等の充実を図り、子育てしやすい生活環境づくりを推進していく必要があります。

<施策の方向(2) 地域で取り組むこどもの安全の確保>

基本施策①「児童虐待防止対策の充実」については、こども家庭センターすくすくにおいて、子育てに関する悩み等の相談支援を行うとともに、学校園や地域、関係機関と連携して虐待等の情報共有や早期発見・早期対応を行っています。また、子育てネットワーク推進協議会や要保護児童対策地域協議会を設置し、支援に必要な情報交換と支援内容に関する協議を行っています。

基本施策②「交通事故などからこどもの安全を確保するための活動の推進」については、こどもや大人に対し、交通安全教育や交通マナー向上の啓発を行うとともに、防災訓練などを通じた防災意識の向上を図っています。

基本施策③「こどもを犯罪などから守るための活動の推進」については、学校園において、危機管理マニュアルに基づく防犯体制を強化するとともに、地域と連携した登下校時の見守りなどを行っています。また、インターネットの適切な使用を図るため、携帯スマホ教室やネットパトロールを行っています。地域では、自主防犯意識を高めるために、出前講座や防災防犯ネットを通じた啓発を行っています。

今後も、学校園、地域、関係機関との連携の強化を図り、こども虐待やヤングケアラーなどの早期発見・早期対応に取り組むとともに、こどもが悩みなどの意見を伝えやすい相談支援体制づくりを推進していく必要があります。また、こどもが犯罪などに巻き込まれることのないよう、家庭、学校園、地域、関係機関が連携した防犯活動を推進していく必要があります。

(2) 第2期計画の「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況

第2期計画における「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況については、次のとおりです。令和6年度では、計画におおむね沿った実績（見込み）となっています。

区分	対象事業	単位	令和6年度 提供量計画値	令和6年度 量の実績値	
教育・保育	保育所、認定こども園	利用児童数(人)	2,504	2,178	
	1号認定		485	255	
	2号認定		1,289	1,172	
	3号認定(0歳児)		143	163	
	3号認定(1～2歳児)		587	588	
地域子ども・子育て支援事業	①時間外保育事業（延長保育事業）	利用児童数(人)	512	587	
	②一時預かり事業	幼稚園型	延べ利用児童数(人日)	12,000	10,334
		一般型		460	501
		子育て援助活動支援事業(就学前)		240	341
	③病児・病後児保育事業	延べ利用児童数(人日)	100	140	
	④地域子育て支援拠点事業	延べ利用児童数(人日)	17,000	20,278	
	⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業(就学後)）	延べ利用児童数(人日)	324	731	
	⑥利用者支援事業	実施箇所数(か所)	2	2	
	⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）	延べ利用児童数(人日)	52	30	
	⑧妊婦健康診査事業	助成券交付者数(人)	420	355	
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	訪問数(人)	398	342	
	⑩養育支援訪問事業	訪問数(人)	61	52	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	利用児童数(人)	995	750	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用者数(人)	—	3		
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	実施箇所数(か所)	—	1		

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、『地域で支え合い、子ども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの』を基本理念とし、前計画までの取組を継承しながら、「こども基本法」、「こども大綱」を勘案し、「すべての子どもや若者が保護者や社会に支えられ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長し、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できること」、また、「父母等の保護者が子育ての第一義的責任を有することを認識し、家庭や地域において子育てに関する理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できること」を目指し、ライフステージに応じて切れ目なく、子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策に取り組んでいきます。

<本計画の基本理念>

地域で支え合い、子ども・若者が輝く、
生き生き子育てのまち たつの

2 基本的な視点

少子化等による社会構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、生活環境が大きく変化している現在、保護者が子どもを安心して生み育て、子どもや若者が安心して暮らせるように、地域や社会全体で支え合う取組を充実させていくことが必要です。

本計画では、次の4つを基本的な視点として、子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策に取り組んでいきます。

(1) 子ども・若者の育ち・自立の視点

子ども・若者が家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員として、さまざまな経験を積み重ねながら健やかに成長を遂げていき、自立して安定した生活を送り、社会で活躍できるように、地域や社会全体で支え合うことが必要です。

そのため、子どもや若者の一人ひとりが健やかな成長を保障され、自分に直接関係することについて意見を表明する機会や多様な社会活動に参加する機会があり、最善の利益や意思が尊重され、将来にわたって安心して暮らせる社会を目指して取り組みます。

(2) 保護者としての育ちの視点

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感（自分のありのままを肯定的に認める感情）を持って子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。

そのため、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ、保護者としての自覚と責任を高め、家庭における教育が充実し、豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるように取り組みます。

(3) 地域における支え合いの視点

子どもや若者、保護者が安心して暮らしていくためには、地域や社会のあらゆる分野におけるすべての人が子ども・若者・子育て家庭への支援等の重要性に対する関心や理解を深め、お互いに協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

そのため、地域の人や施設・事業所等が持つ知識・技術等の多くの福祉・教育等の資源を有効に活用し、地域や社会全体で、子どもや若者、保護者にとってより良い環境をつくり、見守り、支え合うことができるよう取り組みます。

(4) 子ども・若者・子育て家庭を支援する視点

すべての子ども・若者の健やかな育ちを保障し、自立を支えることができ、保護者が安心して子育てができるよう、子ども・若者の年齢や発達、子育て家庭の生活状況などに応じて、教育・保育、保健、医療、相談、支援などを総合的に切れ目なく提供していくことが必要です。

そのため、関係機関等の連携を強化し、出生前から乳幼児期、学童期、思春期のライフステージに応じた福祉、保健、教育など切れ目のない支援を行うとともに、青年期においても、引き続き必要な支援を行うよう取り組みます。



3 基本目標

本計画の基本理念『地域で支え合い、子ども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの』の実現に向けて、次のとおり5つの基本目標と目指す主な内容を設定し、保護者が安心して子どもを産み育て、子ども・若者が健やかに育ち、自立して社会で活躍することができるまちづくりを推進していきます。

基本目標1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

- 妊娠・出産、子育てにわたる切れ目のない支援の充実
- 思春期の子どもの保健対策と心の相談支援
- 仕事と子育ての両立に向けた各種制度の普及

基本目標2 子どもや子育て家庭を支援する地域づくり

- 仕事と子育ての両立を支える保護者のニーズに応じた子育て支援事業の充実
- 子どもや子育て家庭を地域で支え合い、子どもを産み育てやすいまちづくりの推進
- 子どもの発達・育児、障害のある子どもに関する相談支援や子育てに関する情報提供の充実
- 子育て家庭全体やひとり親家庭、困難を抱える家庭に対する支援の充実

基本目標3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実

- 子どもの健やかな成長に向けた幼児教育、学校教育の提供
- 保護者として自信と責任を持ち、子どもを健やかに育てる家庭教育の推進
- 子どもの健全育成を支える家庭・地域・学校が連携・協力した取組の推進

基本目標4 子どもが安心して生活できる環境の整備

- 虐待等の早期発見・早期対応に向けた相談支援の推進
- 地域全体で取り組む交通安全、防災・防犯対策の推進
- 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

基本目標5 子ども・若者が輝く地域づくり

- 子ども・若者の権利擁護、意見反映や社会参画の推進
- 若者が将来にわたって安定した生活を送るための支援の充実
- 悩みや不安を抱える若者への相談支援の充実
- 地域全体で子ども・若者の成長・自立を支える取組の推進

4 施策体系

本計画の基本理念に基づく5つの基本目標に対し、次のとおり施策の方向、基本施策を設定し、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を展開していきます。

基本理念	基本目標	施策の方向	基本施策		
地域で支え合い、こども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの	1 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長	(1) こどもと保護者の健康保持・増進	① こどもと保護者の健康増進		
			② 食育の推進		
			③ 思春期保健対策の充実		
			④ 小児医療の充実		
	2 こどもや子育て家庭を支援する地域づくり	(1) 子育て支援事業の充実	① 多様な保育事業の充実		
			② 地域で支え合う子育て支援の推進		
		(2) 子育て家庭への経済的支援の充実	③ 子育て家庭への相談支援の充実		
			④ 子育てに関する情報提供の充実		
			⑤ 障害のあるこどもへの支援の充実		
			① 子育てに関する経済的支援の充実		
			② ひとり親家庭等への支援の推進		
			3 こどもが心豊かに成長できる教育の充実	(1) こどもの成長を支える教育の充実	① 幼児教育、学校教育の充実
					② 次代の親の育成
				(2) 家庭や地域における教育の充実	① 家庭教育の充実
	② こどもや子育て家庭の交流の促進				
	③ 地域におけるこどもの健全育成の推進				
	4 こどもが安心して生活できる環境の整備	(1) 地域で取り組むこどもの安全確保	① 虐待防止や悩むこどもへの支援の充実		
			② こどもの安全を確保する活動の推進		
		(2) 安心して過ごせる生活環境の整備	① こどもの育ちに優しい生活環境の整備		
			5 こども・若者が輝く地域づくり	(1) こども・若者主体の育成の推進	① 地域で支えるこども・若者の成長・自立
(2) 若者の生活への支援の推進	① 若者への就労支援の充実				
	② 安定した生活を送るための支援の充実				
	③ 悩みを抱える若者への相談支援の充実				
	④ 若者の自立を促進する取組の推進				

第4章 こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策の展開

本計画の基本理念に基づき展開することども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策は、以下のとおり基本施策ごとに今後の方向性、主な取組を定めて取り組んでいきます。

基本目標1 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長

施策の方向(1) こどもと保護者の健康保持・増進

妊娠期から乳幼児期までを通じて、すべての母子の健康が保持されるよう、乳幼児健診・相談、妊産婦・新生児訪問、保健指導、健康教育等を充実させる必要があります。

また、家庭環境やライフスタイルの変化に伴い、規則正しい食生活の確保が難しくなっているため、保健や教育などの関係機関が連携し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を行うとともに、妊産婦等の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含めた情報提供を推進する必要があります。

さらに、社会環境の変化に伴い、学童期・思春期における心配ごとや悩みごとの内容も多様化していることから、心の問題に係る専門家と連携した相談体制を充実させる必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① こどもと保護者の健康増進

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図っていきます。

また、関係機関と連携して妊娠・出産から育児へと切れ目のない相談支援体制を確保し、こどもと保護者の心身の健康づくりを推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
母親（妊産婦）への支援体制の充実	安全・安心に妊娠期が送れるよう、保健指導や妊婦健康診査費助成を行うとともに、育児不安を持つ妊産婦への訪問・相談による早期支援や産後ケア、家事支援を行います。また、すべての妊産婦についてアンケートや電話、訪問による支援を実施します。	健康課
乳幼児健診・相談の充実	あらゆる機会を通じて乳幼児健診を周知し、相談指導の充実に努めていきます。また、民生委員・児童委員と連携し、健診未受診児の把握に努め、育児不安、虐待の早期発見を行います。	健康課
予防接種の推奨	こどものさまざまな疾病を予防するため、予防接種を推奨していきます。おたふくかぜ予防接種、乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種については、一部費用を助成します。	健康課

主な取組	取組内容	担当課
乳幼児の事故防止に関する啓発	乳幼児健診・相談事業等を通じて、リーフレット配布等により、事故防止についての意識啓発に努めていきます。	健康課
総合的な保健医療体制の整備	安心して出産ができ、母子ともに健やかに育つことができるように、周産期連絡会をはじめ、近隣市町、関係医師会、歯科医師会と連携し、総合的な保健医療体制の整備を行っていきます。	健康課
不妊に関する支援の充実	不妊、不育に関する情報提供を行うとともに、治療費等の助成を行います。	健康課

基本施策② 食育の推進

保健や教育などの関係機関が連携し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期までの幅広い層に対して、食に関する体験・学習の機会や情報を提供し、食への関心や知識が高まるように努めていきます。

主な取組	取組内容	担当課
栄養指導や食育の推進	母子健康手帳発行時や乳幼児健診・相談時の栄養指導、母子健康教育、食育出前講座などを通じて、食育の実践へとつなげます。	健康課 児童福祉課
学校園における食育の推進	授業などを通じて、こどもの食に関する知識や生活習慣病に対する意識の向上を図ります。また、季節に応じた行事食や郷土料理にふれる機会を提供します。	幼児教育課 学校教育課 すこやか給食課 健康課
保護者への食育の啓発	市広報やクックパッドへの掲載等により、市が推奨するレシピを保護者に発信します。また、給食だより等の発行により、バランスのとれた食事の大切さについて家庭への啓発を図ります。	健康課 幼児教育課 学校教育課 すこやか給食課
家庭や地域と連携した給食の実施	給食センター施設の見学試食会やサマースクールランチ事業などを通して、学校給食への理解を深めます。また、地元生産者との連携を図り、学校給食における地産地消を推進します。	すこやか給食課
廃棄の少ない食事づくりの推進	フードドライブの啓発、エコクッキングの推奨の広報を行うとともに、食べきり運動協力店の募集、食品ロス削減キャンペーンを実施し、食品廃棄物の削減への意識を高めます。	環境課

基本施策③ 思春期保健対策の充実

思春期のこどもが身に付けるべき正しい保健知識の普及を図っていきます。

また、誰もが気軽に心配ごとや悩みごとを相談できるよう、相談場所や相談方法を周知するとともに、対面やメール等による相談しやすい体制の充実を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
心の相談支援体制の充実	各種相談機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどを通じて、適切な相談や指導を行える体制を整え、充実させていきます。	学校教育課
性や喫煙、飲酒、薬物に関する教育の充実	こどもや保護者に対し、性や性感染症、喫煙や飲酒、薬物、過剰なダイエット、心の問題などに対する正しい知識の普及や意識の啓発をしていきます。	学校教育課 健康課

基本施策④ 小児医療の充実

小児医療の充実に向けて、関係機関との連携強化を図っていきます。

また、かかりつけ医を持つことや予防接種の重要性などについて子育て家庭へ周知を図り、小児医療の受診機会の確保に努めていきます。

主な取組	取組内容	担当課
小児救急医療体制の整備・連携	たつの市・揖保郡医師会と連携しながら西播磨2次小児救急医療体制を整えるとともに、近隣市町との連携による救急医療体制を整えます。	健康課
救急・夜間医療機関に関する情報の提供	救急・夜間医療機関や小児救急医療電話相談について、乳幼児健診・相談時等に情報提供を行います。	健康課
かかりつけ医の普及	こどもの発育などの悩みを気軽に相談できる、かかりつけ医を持つよう、乳幼児健診・相談時等に呼びかけます。	健康課



施策の方向(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と子育てを両立するために育児休業や短時間勤務等の制度が整備されていますが、実際に制度を利用しながら仕事と子育てを両立していくには、家族の理解や協力はもちろんのこと、企業や事業主の理解や協力も必要不可欠です。

そのため、事業主等に対する制度等の情報提供や啓発活動により、出産や子育てをしながら仕事が続けられる職場環境づくりを推進するとともに、男女共同参画に関する講演会や各種講座の実施、情報提供により、仕事と子育てが両立できる家庭環境づくりを推進する必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進し、各種制度の普及に努めていきます。また、家族が共に仕事と子育てを両立しながら暮らせる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
育児休業取得等の啓発	育児休業や出産休暇、就労時間の短縮勤務やフレックスタイムなどの仕事と子育てを両立するための制度の利用について、セミナーなどにより普及・啓発に努めていきます。	人権推進課
事業主に対する育児休業等制度の啓発	育児休業制度、就労時間の短縮やフレックスタイムの導入などを事業主に対して呼びかけていきます。	商工振興課
産後等の再就職への支援	出産や子育てなどにより離職し、再就職を希望する方を応援するセミナーや技能取得講座の開催等に関する情報提供に努めていきます。	人権推進課
家族の育児参加を促す意識啓発	家族が育児や家事に参加する意識の向上を図るため、啓発等を行います。	人権推進課 健康課

基本目標2 こどもや子育て家庭を支援する地域づくり

施策の方向(1) 子育て支援事業の充実

保育所、認定こども園等における教育・保育の事業は、仕事と子育てを両立していく上で必要不可欠であるため、さまざまな事業を展開していますが、核家族世帯や共働き世帯の生活実態、多様化するニーズに応じてさらに充実させる必要があります。

また、こどもの発育や発達、保護者の子育ての負担や不安等に関して、幅広い内容に応じる相談支援体制を確保し、保護者の負担が軽減され、子育てに伴う喜びを実感できるよう、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を充実させる必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 多様な保育事業の充実

こどもの生活を第一に考えるとともに、家庭の生活実態やニーズを十分に踏まえ、教育・保育の事業がより利用しやすくなるように充実を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
時間外保育事業の充実	保育所、認定こども園において、11時間の開所時間を超えて保育時間を延長し、多様化する保育ニーズに対応していきます。	幼児教育課
一時預かり事業の充実	保育所、認定こども園において、保護者の仕事や病気、出産、リフレッシュ等で昼間一時的に保育できない場合に、こどもの一時預かりを行います。	幼児教育課
病児・病後児保育の充実	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期等にあるこどもの一時預かりを行う病後児保育を行います。	幼児教育課
保育所、認定こども園保育料の軽減	保育所、認定こども園に通うこどもの保育料（3歳以上児は保育料無償）について、こどもを安心して生み育てられるよう、さらなる経済的負担の軽減に努めていきます。	幼児教育課
預かり保育等利用費の無償化	認定こども園（教育認定）に所属しているこどもの保護者で、保育の必要性があつて園の一時預かり等を利用されている方に対し、利用料を無償化します。	幼児教育課
放課後児童クラブの充実	放課後に保護者が仕事等で不在になる家庭の小学生を対象に、遊びと生活の場を提供して健全な育成に努めていきます。	社会教育課

基本施策② 地域で支え合う子育て支援の推進

地域で子どもや子育て家庭を支え合うファミリー・サポート・センターや子ども食堂、子育てボランティア等の活動を支援するとともに、連携した取組を推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を依頼したい方と協力したい方が会員として相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを運営し、会員間で子どもの一時預かりや送迎等を行います。	児童福祉課
子ども食堂の活動支援	子ども食堂の活動を支援し、地域で子どもを見守る取組を推進するとともに、子どもが地域の人とつながる機会や安心する居場所を確保します。	児童福祉課
里親制度の推進	兵庫県子ども家庭センター、里親支援センター、児童養護施設等の関係機関と連携し、里親相談会や子どもホームステイ事業などを行い、里親の相談、援助、交流を通して、里親制度の普及・啓発を図ります。	児童福祉課
子育てボランティアの育成・支援	児童館等において、地域の人材を積極的に活用した行事などを行い、ボランティアの育成・支援に努めていきます。	児童福祉課
子育てボランティアと連携した事業の実施	児童館等において、イベント時の運営補助や託児などに関して、たつの市社会福祉協議会や子育てボランティア団体と連携した事業を実施していきます。	児童福祉課

基本施策③ 子育て家庭への相談支援の充実

子どもの発育や発達、保護者の子育ての負担や不安等に対する相談支援体制を強化し、専門機関と連携しながら、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
子ども家庭センターはつらつにおける相談支援の充実	子ども家庭センターはつらつにおいて、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談、訪問指導を行うとともに、関係機関との連携を図り、育児支援の強化に努めていきます。	健康課
子ども家庭センターすくすくにおける相談支援の充実	子ども家庭センターすくすくにおいて、子育ての疑問や悩み、不安などに関して、学校園や地域、関係機関と連携し、子どもや保護者に寄り添った相談支援を行っていきます。	児童福祉課
地域の身近な相談先の充実	児童館、子育てつどいの広場、子育て支援センターつくしんぼの館などにおいて、子育てに関する相談を行い、必要に応じて関係機関につなげていきます。	児童福祉課 幼児教育課

主な取組	取組内容	担当課
保育所、認定こども園における相談支援の充実	保育所、認定こども園において、すくすく子育て教室、おいで保育所・こども園事業を通じて、保育士等による育児相談を充実させていきます。	幼児教育課
関係機関と連携した相談支援の実施	こども家庭センターすくすく・はつらつ、学校園、関係機関が連携し、情報共有を図り、こどもや家庭への必要な支援を行います。	児童福祉課 健康課 幼児教育課 学校教育課
子育て家庭ショートステイ事業の充実	保護者の病気や育児疲れ時などの際に、児童福祉施設において、親子またはこどもを日帰りや泊りがけで預かり、子育て家庭を支援します。	児童福祉課
子育て世帯訪問支援事業の実施	支援が必要な家庭に訪問支援員が訪問し、家庭で抱える不安や悩みを聴くとともに、家事・育児の支援を行います。	児童福祉課

基本施策④ 子育てに関する情報提供の充実

こどもや子育て支援に関する情報が必要とする方に届くように、情報をまとめた子育て支援ガイドブックを作成するなど、さまざま媒体を通じた情報提供を行っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
こども・子育て支援に関する情報の発信	広報誌やホームページ、SNS等により、こどもや子育てに関する事業や相談先等の情報を広く、分かりやすく提供します。	広報秘書課 関係各課
子育て支援ガイドブックの活用	こども・子育てに関する事業や相談先等の情報をまとめた子育て支援ガイドブックを作成し、冊子配布やホームページ掲載等により、広く周知します。	児童福祉課
児童館等における子育て情報の提供	児童館だより、子育てつどいの広場通信を発行し、イベント案内や子育てに関する情報を提供します。	児童福祉課
保育所、認定こども園における子育て情報の提供	保育所、認定こども園において、子育てに関する情報を各家庭に提供します。	幼児教育課

基本施策⑤ 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもや発達支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携した療育相談支援体制を強化するとともに、保護者や家族の負担軽減を図るため、育児相談や経済的支援などを行っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
乳幼児健診・相談や発達相談の充実	健診や発達相談により、心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、検査機関等につなげていきます。また、子育てや発達の悩みがある親子に対し、子どもの成長・発達を促すため、親子ふれあい教室を行います。	健康課
療育相談支援体制の充実	専門機関と連携した療育相談支援体制を充実させ、心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもの早期発見・早期支援を図ります。また、療育機関の紹介を積極的に行っていきます。	児童福祉課 健康課 地域福祉課 幼児教育課 学校教育課
障害児福祉サービスの充実	障害のある子どもやその疑いのある子どもについて、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じて、障害児通所支援に係る給付費を支給し、本人への発達支援や家族への支援を行います。	地域福祉課
障害児通所支援センターはばたき園における療育支援	障害児通所支援センターはばたき園において、身体や知的に障害のある子どもに対し、必要な指導・訓練を行います。	児童福祉課
特別支援教育の充実	関係機関との連携を深めるとともに、教員や保育士等の加配や支援員の配置並びに指導力の向上に努め、特別支援教育の充実を図ります。	幼児教育課 学校教育課
障害者自立支援医療の給付	自立支援医療の給付により、身体障害者の更生や身体障害児の育成を支援していきます。	地域福祉課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の障害のある子どもを養育する保護者に対し、兵庫県による特別児童扶養手当の支給の案内・受付を行います。	児童福祉課

施策の方向(2) 子育て家庭への経済的支援の充実

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて、ライフステージに応じた経済的支援を充実させ、子育て家庭の負担軽減を図る必要があります。

また、ひとり親家庭は子育てをする上で経済的に不安定な状態にある家庭が多いため、関係機関と連携した相談支援や自立に向けた経済的支援、就労支援等を充実させる必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 子育てに関する経済的支援の充実

妊娠から子育てまでのライフステージに応じて、医療費助成や手当支給等による経済的支援を行い、子育て家庭の負担軽減を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
こども医療費の助成	18歳までのこどもを対象に医療費の無料化を行い、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療年金課
未熟児養育医療費の助成	養育が必要な未熟児に対して、医療費、入院時食事療養費の公費負担を行います。	健康課
妊娠・出産時の給付金等の支給	妊産婦等に対し、妊婦支援給付金や育児用品（はつらつベビーまごころ便）を支給します。	健康課
妊娠・育児に関する費用の助成	妊産婦が使用できるタクシー利用料金や家事支援を要する妊産婦への家事支援費の助成を行い、妊産婦を支援します。	健康課
児童手当の支給	18歳までのこどもを養育する保護者に対し、児童手当の支給を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	児童福祉課
入学祝品の支給	小学校入学に際して必要となる学用品の一部を入学祝品として贈呈し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
就学費用の助成	一定の条件に当てはまる小中学生の保護者に対し、学用品費や修学旅行費などの助成を行います。	学校教育課
給食費の無償化	市内外の学校に在籍するこどもの給食費を無償（または補助）とすることで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
通学支援の実施	遠距離通学する小中学生に対し、スクールバスの運行や電車の定期券購入補助等の支援を行い、登下校時における安全確保と身体的負担の軽減、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課

主な取組	取組内容	担当課
高等学校等入学準備金の支給	生活困窮による就学困難な中学3年生がいる世帯に対し、高等学校等入学に要する費用の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
不用品交換事業の実施	市役所にある掲示板や広報誌を通じて、市民の間で不用となったこども用品やマタニティ用品などの交換を推進し、育児にかかる経済的負担の軽減に努めていきます。	環境課
経済的支援に関する制度の周知	医療費助成や手当支給等の経済的支援に関する各種制度について、広報誌やホームページ等により、広く周知します。	関係各課

基本施策② ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対して、関係機関と連携して相談支援体制の充実を図り、自立に向けた経済的支援や就労支援等を行っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
母子家庭等医療費の助成	18歳までのこどもを養育するひとり親家庭等の父母等を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療年金課
児童扶養手当の支給	18歳までのこどもを養育するひとり親家庭等の一定の条件に当てはまる保護者に対し、児童扶養手当の支給を行い、経済的負担の軽減を図ります。	児童福祉課
ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	母子・父子自立支援員などを配置し、ひとり親家庭等に対して離婚前後の相談、各種手続きや制度の案内、就労等の自立に向けた支援を行います。	児童福祉課
ひとり親家庭等への就労支援の充実	ハローワークと連携し、ひとり親家庭等の父母等への就労支援を行います。また、就職に有利な資格取得に係る給付金の支給を行います。	児童福祉課
母子父子寡婦福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等に対し、兵庫県社会福祉協議会等による修学資金や就学支度金等の貸付の情報案内・相談受付を行います。	児童福祉課

基本目標3 こどもが心豊かに成長できる教育の充実

施策の方向(1) こどもの成長を支える教育の充実

次代の担い手であるこどもがさまざまな知識や経験を積み重ね、個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学校園、家庭、地域が連携して教育環境を整えていく必要があります。

また、家庭を築き、こどもを生き育てたいと思ったときに、その希望が実現できる社会を目指し、家族が協力して家庭を築くこと、こどもを生き育てることの意義に関する教育・保育、広報、啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進していく必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 幼児教育、学校教育の充実

学校園の施設の整備や設備等の充実を図るとともに、地域資源や環境を活かし、こども一人ひとりに応じた、きめ細かな教育を実施していきます。

主な取組	取組内容	担当課
幼児教育内容の充実	国の保育指針や認定こども園教育・保育要領を踏まえ、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質能力を一体的に育むよう、教育内容の充実を図っていきます。	幼児教育課
学校教育内容の充実	国際理解教育や情報教育、健康教育、環境教育などさまざまな要素の教育を取り入れるとともに、教科の枠を超えた総合的な学習の時間を取り入れ、教育内容の充実を図っていきます。	学校教育課 小中一貫教育推進課
教員・保育士等の資質向上を図る研修の実施	こどもを取り巻く社会環境の変化に対応した教育・保育を推進するために、教員や保育士等の資質の向上に努めていきます。	幼児教育課 学校教育課
学校園の施設の整備、設備等の充実	学校園の施設の適切な維持管理や計画的な整備、設備等の充実を図り、安全・安心で快適な教育・保育環境の確保に努めていきます。	幼児教育課 学校教育課 教育環境整備課 小中一貫教育推進課
地域資源を活かした教育の充実	地域の自然や文化等を積極的に活かし、体験学習等による教育・保育を推進していきます。	幼児教育課 学校教育課
自然や人々にふれあう体験学習の充実	自然学校やトライやる・ウィーク事業を通じて、自然や仕事、地域の人々とふれあう機会などを充実させていきます。	学校教育課 小中一貫教育推進課

主な取組	取組内容	担当課
郷土学習の充実	郷土の文化、生活に親しみ、愛着を持つために、郷土学習の充実を図っていきます。	小中一貫教育推進課
生きる力を育む学校づくりの推進	心の教育を充実させ、自ら学ぶ意欲や社会変化に対応し、たくましく生きる力の育成に努めていきます。	学校教育課 小中一貫教育推進課
生命と心を大切にす る教育の充実	いじめや差別をなくすための啓発を行い、生命の大切さや思いやりの心などを育てます。また、高齢者や障害のある方への理解を深め、社会活動へ参加する意欲や態度を育てます。	学校教育課 人権教育推進課
いじめ・不登校等に 関する相談支援体制 の充実	いじめ、不登校、ヤングケアラー等の悩みの早期発見・早期支援を図るため、学校や家庭、地域と連携した相談支援体制を充実させていきます。	学校教育課 児童福祉課
不登校等のこどもの 支援の充実	多様な教育的ニーズに対応するため、小中学校などに校内外サポートルームを設置し、不登校等のこどもが安心して生活できる居場所を確保するとともに、支援を行います。	学校教育課

基本施策② 次代の親の育成

こどもを生き育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを学ぶ機会や、同世代や乳幼児と交流する機会をつくる取組を推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
家庭について学ぶ機 会の充実	道徳や総合的な学習の時間などを活用して、家族の一員としての自覚や家庭生活の充実など、自分の将来について考える機会を設けていきます。	学校教育課
学校園間の交流の推 進	学校園間の交流等を通して、こどもが個性豊かに生きる力を育てるように努めていきます。	学校教育課
親になるための自覚 を促す取組	こどもの保護者、こどもが欲しいと思っている方などに対し、命の尊さやこどもへの接し方などを伝え、親になることへの意識の啓発を行っていきます。	児童福祉課 健康課

施策の方向(2) 家庭や地域における教育の充実

こどもの健全育成を推進するためには、家庭や地域における教育が重要であり、核家族世帯や共働き世帯の増加に伴い、こどもや保護者が悩みや不安を抱え、孤立しやすい状況にあるため、家庭教育の充実や支援を図っていく必要があります。地域においては、こどもや保護者と関わりを持ち、地域行事などを通じて世代を超えた交流や地域とのつながりを充実させていく必要があります。

また、インターネットなどで容易に有害な情報を得られる社会になっているため、地域全体でこどもを犯罪等の有害環境から守り育てる意識を高め、協力体制を充実させる必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 家庭教育の充実

家庭におけるこどもの基本的な生活習慣づくりや教育について、地域のつながりの中で、こどもと保護者の育ちを応援するとともに、普及啓発を推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
母子保健事業を通じた交流の促進	子育ての悩みや不安を解消するため、乳幼児健診・相談等の機会を利用して交流を図っていきます。	健康課
子育てつどいの広場等の充実	子育てつどいの広場、子育て支援センターつくしんぼの館において、乳幼児と保護者が自由に遊び、交流する場を提供するとともに、子育て講座やグループ活動、各種行事等を行っていきます。	児童福祉課 幼児教育課
児童館の充実	児童館において、0～18歳までのこどもの健康保持・増進と豊かな情操を育むため、クラブ活動や各種行事を行うとともに、こどもの居場所づくりに努めていきます。	児童福祉課
幼児教育に関する情報提供の充実	園だより等を通じて、幼児教育の意義や家庭教育の重要性について情報提供をしていきます。	幼児教育課
家庭等における生活環境に対する意識醸成	小学生を対象にごみ減量に係る環境学習を実施するとともに、市広報や出前講座等を通して、ごみの分別や減量化への意識の醸成を図ります。	環境課
環境学習の推進	こどもが地域で主体的に環境学習に取り組むこどもエコクラブ活動を通じて、将来にわたる環境保全への意識を高めます。	環境課
ベビー木育ギフトの支給	こどもの健やかな成長や豊かな感性を育むため、新生児に木製玩具を贈呈し、木育を推進していきます。	農林水産課

主な取組	取組内容	担当課
人権教育の推進	家庭や地域において、こどもの人権や家族の子育て・家事参加などの意識の向上を図るため、啓発等を行います。	人権教育推進課
生涯学習の推進	公民館等において、こども向けの生涯学習講座の充実に努めていきます。	社会教育課
図書館活動の充実	絵本配付や読み聞かせ等を通じて、乳幼児期から読書活動の啓発と図書館の利用促進に努めていきます。また、地域や学校園へ出向く移動図書館を実施し、読書への関心を深めていきます。	社会教育課
童謡の里づくり事業の推進	赤とんぼ文化ホールを拠点とした日本童謡まつり諸事業を開催し、童謡文化の振興とこどもの健全育成に努めていきます。	社会教育課
体験活動の充実	カヤック体験教室、こどもサイエンスひろばの実験活動、新宮青少年センターの野外活動などを実施し、活動を通じた青少年の健全育成等を図っていきます。	社会教育課 スポーツ振興課
スポーツ教室の推進	各種スポーツ教室を開講し、スポーツにふれる機会をつくり、基礎体力の向上を図ります。また、トップアスリートにふれ、スポーツに親しみ、夢を持つことの大切さを学ぶ機会をつくります。	スポーツ振興課
ゴールデンエイジ運動能力アップの推進	こどもの運動神経が著しく発達する時期に、体の動かし方等を学び、基礎体力の向上や将来にわたり運動に親しむ能力の育成を行います。	スポーツ振興課
歴史や文化にふれる機会の充実	特別展・企画展等の展覧会をはじめ、各種講座・体験学習・出前授業などを通して、市の歴史・文化や文化財にふれる機会を提供します。	歴史文化財課



基本施策② こどもや子育て家庭の交流の促進

地域全体でこどもの生きる力を育てていくため、こどもや子育て家庭が地域のあらゆる世代と交流する場や機会を提供し、こどもの自主性を高める活動を推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
世代間交流の充実	保育所、認定こども園、小学校の行事等において、高齢者を含めた地域の人を招くなど世代間交流の機会をつくれます。	幼児教育課 小中一貫教育推進課
地域に開かれた学校園づくり	地域の人材の活用や地域交流を行うなどにより、地域に開かれた学校園づくりに努めていきます。	幼児教育課 学校教育課
学校施設の開放	こどもや市民の活動のために学校施設を開放し、地域の交流等を推進します。	教育総務課
地域における交流活動	凧あげ祭り、かるたとり大会など地域交流の促進や世代を超えた参加型イベントを開催し、地域の人と人が交流できる機会を充実させていきます。	社会教育課
子ども会活動の促進	こどもの自主性を養うために、オセロ大会、球技大会などを通じて、子ども会活動を促進します。また、各単位子ども会の活動を支援します。	社会教育課
地域活動を支える場の充実	地域活動の充実を図るために、生涯学習施設やスポーツ施設などの機能の拡充に努めていきます。	社会教育課 スポーツ振興課
スポーツ活動の充実	スポーツクラブ 21 などを通じて、各種スポーツや競技会を充実させ、誰もが参加できるコミュニティスポーツを活性化するとともに、人々が交流できる機会を充実させていきます。	スポーツ振興課

基本施策③ 地域におけるこどもの健全育成の推進

こどもを少年犯罪などの有害環境から守るため、見守り・声掛け運動を広め、地域全体でこどもを育てる意識を高め、協力体制の充実を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
こどもの健全育成に関する意識啓発	各小中学校区の青少年健全育成協議会による育成事業を通じて、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めていきます。	社会教育課
パトロールや補導活動の充実	地域でこどもが犯罪などに巻き込まれないように、各小中学校区の青少年健全育成協議会による青色防犯パトロールや補導活動を実施し、青少年の健全育成に努めていきます。	社会教育課
有害環境対策の充実	P T A、青少年健全育成協議会、揖龍少年育成センター、関係機関と連携し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めていきます。	社会教育課
青少年リーダーの発掘・養成	青少年と連携した活動を展開するとともに、青少年を育成するリーダーの発掘と養成に努めていきます。	社会教育課
子育て支援ネットワークの充実	子育てに関する関係機関や団体などが情報を共有し、ネットワーク化を図り、地域におけるこどもや子育て家庭の見守りや支援を行っていきます。	児童福祉課
社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携した支援の充実	たつの市社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、地域におけるこどもの健全育成や子育て家庭への相談支援を行います。	児童福祉課 地域福祉課



基本目標4 こどもが安心して生活できる環境の整備

施策の方向(1) 地域で取り組むこどもの安全確保

核家族世帯や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化により、こどもが孤立し、不安や悩みなど自分の意見を周りに伝えにくい環境になっています。保護者も同様の状況にあり、ストレスなどから、こどもに虐待を行ってしまう事案も増加しています。体罰や暴力はこどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるものであり、こどもに対する重大な権利侵害となります。そのため、虐待を未然に防ぎ、虐待やヤングケアラーなどの早期発見・早期対応に向けて関係機関が連携を深め、個々の事案について適切で、きめ細かな対応を行っていく必要があります。

また、こどもを交通事故や災害・犯罪被害から守るために、地域に密着した交通事故防止対策や防災・防犯体制の強化を家庭、学校園、地域、関係団体などの連携のもとに一層推進する必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 虐待防止や悩むこどもへの支援の充実

こども虐待発生の未然防止や悩むこどもを支援する連携体制の強化を図り、虐待やヤングケアラーなどの早期発見・早期対応に取り組むとともに、継続的な支援が必要なこどもや家庭の把握に努めていきます。

主な取組	取組内容	担当課
虐待防止などへの連携体制の強化	要保護児童対策地域協議会において組織する関係機関と情報を共有し、虐待防止や支援が必要な家庭の把握などへの連携の強化に努めていきます。	児童福祉課
虐待などに対する相談支援体制の充実	こども家庭センターすくすくにおいて、学校園、地域、関係機関と連携した相談支援体制を強化し、こども虐待の未然防止、虐待やヤングケアラーなどの早期発見・早期対応に努めていきます。	児童福祉課
保健事業を通じた虐待防止の強化	母子健康手帳交付、乳幼児健診・相談事業を通じて、こども虐待の未然防止や早期対応に努めていきます。	健康課
学校園における指導体制の強化	学校園において、教員や保育士等による日常のこどもの観察を大切にして、こども虐待やヤングケアラーなどの早期発見に努めていきます。	幼児教育課 学校教育課
虐待などに対する意識啓発	こども虐待やヤングケアラーなどを身近な問題として捉え、地域全体が協力して虐待防止や支援が必要な家庭の把握などの体制を整えるために、さまざまな機会を通じて意識啓発を行います。	児童福祉課

基本施策② こどもの安全を確保する活動の推進

こどもの生活における安全を確保するため、交通安全関係団体と連携して講習会等を実施するなど、交通マナーの向上と交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るとともに、防災訓練や講座等を実施し、防災意識の醸成を図ります。

また、こどもが犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭、学校園、地域、関係機関などが連携した防犯活動を推進するとともに、防犯意識の高揚に努めていきます。さらに、定期的な自主防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止に努めていきます。

主な取組	取組内容	担当課
交通安全教育の強化	学校や公共施設において、交通安全教育を行い、交通ルール等の正しい知識の習得を図ります。また、保護者や地域と連携して交通立番の実施や啓発活動を推進します。	危機管理課 学校教育課
防災に関する知識の向上	防災訓練や避難訓練などを通じて、災害時に適切に対応できるように、知識の向上を図っていきます。	学校教育課
こども防災体験学習の実施	授業の一環として市役所で開催する防災講座に参加する機会をつくり、小学生の防災意識の高揚に努めていきます。	危機管理課
情報モラル教育の推進	インターネットからの有害性のある情報に関して啓発を行い、こどもがインターネットからの情報を主体的に分別できる能力を養っていきます。	学校教育課 小中一貫教育推進課
家庭・地域と連携した安全管理の充実	各学校園で作成している危機管理マニュアルに基づき、施設における防犯体制を強化するとともに、防犯設備の充実、登下校時の見回りなど、地域と連携しながら安全管理の充実を図ります。	幼児教育課 学校教育課
地域ボランティア活動の充実	地域ボランティアによる登下校のこどもの見守り等を行い、不審者、変質者などの抑止に努めていきます。	危機管理課 学校教育課
犯罪に対する連絡体制の充実	揖龍少年育成センター、青少年健全育成協議会、警察などとの連携を深め、こどもが関係する事件、事故、不審者目撃等の情報を共有できる体制を充実させていきます。	社会教育課
地域における防犯体制の充実	地域における連携と活動を深め、防犯カメラ設置による犯罪抑止を図るとともに、防犯活動のリーダー役となる地域安全まちづくり推進員の確保に努め、防犯体制の充実を図ります。	危機管理課
自主防犯意識を高める取組	市広報誌や警察署からの出前講座、たつの防災防犯ネットなどを通じて防犯意識の高揚に努めていきます。	危機管理課
被害にあったこどもへの支援体制の充実	被害にあったこどもに対して、速やかにカウンセリングなどを行える支援体制の充実を努めていきます。	学校教育課

施策の方向(2) 安心して過ごせる生活環境の整備

少子化の進行や核家族世帯の増加等により、住環境の安全・安心への関心が高まっており、ゆとりを持って子育てを行い、こどもが心身ともにのびのびと成長していくためには、豊かな自然環境を保全し、こどもの育ちに優しい生活環境を整備していく必要があります。

また、こどもや保護者が安全で安心して快適に暮らせるように、生活基盤となる公共施設や公園、道路などの整備や設備等の充実を図っていく必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① こどもの育ちに優しい生活環境の整備

公共施設や公園、道路などの適切な管理や整備、設備の充実を図り、こどもや保護者が安全で安心して生活できる環境を整えるとともに、こどもの居場所づくりを推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
公共施設の整備、設備等の充実	公共施設の適切な維持管理や計画的な整備、バリアフリー化や設備等の充実を図り、こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に利用でき、こどもの居場所となる環境を整えていきます。	関係各課
公園の環境整備	こどもや親子の身近な遊び場として、公園の整備・維持管理に努め、こどもが安全に遊べる環境を整えていきます。	都市計画課
自然とふれあう遊び場の整備	こどもが自然とふれあうことができる遊び場の整備に努め、自然の大切さを学べる環境を整えていきます。	農林水産課
地域における遊具設置の補助	地域の公園等に遊具を設置する費用の補助を行い、地域におけるこどもの遊び場の確保に務めます。	児童福祉課
歩道の整備	安全な通行の確保を図るため、道路への歩道やグリーンベルトの設置や整備を事業計画に基づき進めていきます。	建設課
交通安全施設の整備	歩行者の安全を守るためにガードレール等の整備を進めるとともに、カーブミラーや道路標識等を点検・整備し、交通安全に努めていきます。	建設課
ゆとりのある住宅の確保	公営住宅の供給については、適切な管理運営を行い、住戸の確保に努めていきます。	都市計画課
三世帯同居住宅改修の支援	小学生以下の子を有する子育て世帯において、三世帯同居等の対応のために自宅を改修する場合に、工事費の一部を補助します。	まちづくり推進課

基本目標5 こども・若者が輝く地域づくり

施策の方向(1) こども・若者主体の育成の推進

「こども基本法」、「こども大綱」に示されるように、すべてのこども・若者は、適切に養育され、生活が守られ、愛され保護され、平等に教育を受けられる等の権利の主体であり、個人として尊重され、基本的な人権が保障されるとともに、自分に直接関係することについて意見表明する機会や主体的に多様な社会活動に参加する機会が確保され、最善の利益や意思が尊重されることで、希望を持って健やかに育ち、自立して自分らしい社会生活を送ることができ、社会や地域で活躍していくことにつながっていきます。

そのため、地域全体でこども・若者の権利について理解を深め、こども・若者への必要な支援等により、こども・若者の成長や自立を支えていく必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 地域で支えるこども・若者の成長・自立

こども・若者の人権が尊重され、こども・若者が健やかに育ち、自立して自分らしく社会生活を送り、社会や地域で活躍していけるよう、地域全体でこども・若者の成長・自立を支える取組を推進していきます。

また、こども・若者が自分に直接関係することを意見する機会や、主体的にさまざまな活動や交流などに参加する機会の確保を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
こども・若者の権利に関する啓発・教育の推進	こども・若者の権利に関して、こども・若者自身や地域全体が理解を深めていけるよう、周知や啓発、人権教育を推進し、こども・若者の成長や自立を支援していきます。	人権推進課 人権教育推進課 学校教育課
こども・若者の意見表明の機会の確保	こども・若者が自分に直接関係することについて意見しやすいよう、対面やアンケート等により意見を聴く場や機会を設け、こども・若者と共に考え、その意見を施策等に反映する取組を推進していきます。	関係各課
こども・若者の社会参画の機会の確保	こども・若者が主体的にさまざまな活動や交流、学習、体験、成果表現等を行う場や機会を提供するとともに、こども・若者の居場所づくりを推進し、こども・若者の成長・自立の促進を図っていきます。	関係各課

施策の方向(2) 若者の生活への支援の推進

若者が安定した生活が送れるよう、就労支援として市内企業に関する情報提供や説明会などを行うとともに、地域企業の雇用促進を図り、地域で就労しやすい環境を整えていく必要があります。併せて、住宅取得などの必要な経済的支援や、通勤・通学で利用する公共交通機関の充実を図っていく必要があります。

また、悩みや困難を抱え、社会生活を円滑に送れない状況にある若者への相談支援体制を整え、就労支援や居場所の確保など、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

さらに、若者が主体的に活動する機会を提供するとともに、若者が将来、家庭を持つ、子育てをするなどのライフデザインを創造しやすくなるよう支援を行い、若者の自立を促進していく必要があります。

<今後の方向性・主な取組>

基本施策① 若者への就労支援の充実

若者の就労を支援し、生活の安定を図るため、ハローワークと連携し、市内企業の情報提供、合同就職説明会や、播磨地域や関西に住む学生だけでなく遠方に住む若者も参加できるオンライン説明会などを行っていきます。また、働くことに悩みを抱える若者に対し、就労の相談支援を行っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
就職フェアの実施	若者の市内の事業所への就労を支援するために、ハローワークと連携し、合同就職面接会やオンライン合同説明会を実施していきます。また、市内企業の人材確保を支援し、雇用拡大を図ります。	商工振興課
就労相談会の実施	働くことにさまざまな悩みを抱える若者を対象に、ひめじ若者サポートステーション等の関係機関と連携し、相談支援の充実を図っていきます。	商工振興課



基本施策② 安定した生活を送るための支援の充実

若者が地域において安定した生活が送れるように、住宅取得などの経済的支援を行うとともに、通勤・通学や日常生活に利便性のある公共交通機関の充実を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
住宅取得等の支援	市内在住の40歳以下の夫婦等が新たに住宅を取得等する際に、取得費用等の一部を補助します。	まちづくり推進課
大学等奨学金返還の支援	市内に定住し、大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還中である30歳未満の若者に対して補助金を交付し、若者世代の経済的負担の軽減と地域産業を支える人材確保を図ります。	まちづくり推進課
公共交通機関の充実・利用促進	鉄道、路線バス、コミュニティバス、市民乗り合いタクシーが相互に連携した交通ネットワークの利用促進を図り、市民が移動しやすい公共交通環境の維持・改善に努めていきます。	ふるさと創造課

基本施策③ 悩みを抱える若者への相談支援の充実

社会生活において悩みや困難を抱える若者への相談支援体制を整え、自立を支援するとともに、安心して過ごせる居場所の確保を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
悩みを抱える若者への相談支援の推進	若者を対象とした就労支援、ひきこもり、若者ケアラー等の相談や、不登校やひきこもりを対象とした居場所の開設を行うなど、ひめじ若者サポートステーション等の関係機関と連携し、悩みを抱える若者への相談支援体制の充実を図っていきます。	地域福祉課
ふくし総合相談窓口の設置	年齢に関係なく、福祉に関する困りごとや心配ごとについての相談を受け付けます。複合的な課題により一つの窓口では対応が困難な事例の調整役を担い、多機関が協働して支援を行うことで課題解決を図ります。	地域包括支援課
健康・栄養相談の推進	健診や出張健康相談会など、あらゆる機会を通じて心身の健康や栄養・食生活に関する相談事業を行っていきます。	健康課
人権相談の推進	さまざまな人権問題に悩む方や多様な性（LGBTQ+）に関する困難を抱える方への相談支援として、神戸地方法務局龍野支局や人権擁護委員と連携して人権相談を行います。	人権推進課

基本施策④ 若者の自立を促進する取組の推進

若者が主体となって活動することを支援し、社会課題を探究して成果を表現するなどの機会や、生涯学習、スポーツ活動などを通じて自己研鑽や地域の人々と交流する機会を提供していきます。

また、若者が将来、家庭を持つ、子育てをするなどのライフデザインを創造しやすくなるよう、出会いや結婚、子育てなどに関する支援の充実を図っていきます。

主な取組	取組内容	担当課
高校生による地域課題に対する探究活動への支援	本市の現状・課題に係る探究活動を行う高校生に対して指導・助言を行い、確かな学力と豊かな感性・人間力、高い志を持つ人材の育成を図ります。	企画課
大学生による地域創生アイデア提案の実施	大学生の視点による政策アイデアコンペを開催し、大学に集積された知識やアイデアを生かした新たな政策の立案や交流人口・関係人口の増加を図ります。	企画課
生涯学習、スポーツ活動等の推進	公民館における成人教室等の生涯学習講座や、各種スポーツ教室等によるスポーツ活動など、若者が主体的に参加できる活動や学習、交流の機会の提供を図ります。	社会教育課 スポーツ振興課
出会いや結婚、子育てなどに関する支援の推進	兵庫県や近隣市町と連携し、出会いや結婚、子育てなどに関するセミナーや情報提供などを行っていきます。	児童福祉課 企画課



第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の設定

(1) 提供区域の設定について

「子ども・子育て支援法」では、市は、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「定員数」や「量の見込み」、「提供体制の確保方策」、「実施時期」を設定するとともに、提供区域として、人口や移動距離、施設の設置状況などの地域の実情を勘案した「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、人口規模、保護者の就労の関係等により小学校区、中学校区を超えた利用があることなどを踏まえ、「市全域」を一つの区域として設定します。

(2) 量の見込み、提供体制の確保方策の設定について

「子ども・子育て支援法」、同法に規定する基本指針※に基づき、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」について、利用状況、アンケート調査による利用希望、こどもの人数の推移等を踏まえて「量の見込み」を定めた上、その「提供体制の確保方策（提供量、実施箇所数等）」と「実施時期」を設定し、円滑な事業の実施を確保していきます。

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

区分	対象事業	
教育・保育	保育所、認定こども園	
地域子ども・子育て支援事業	①時間外保育事業（延長保育事業） ②一時預かり事業 ③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ④病児・病後児保育事業 ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業(就学後)） ⑦利用者支援事業 ⑧子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑨子育て世帯訪問支援事業	⑩妊婦健康診査事業 ⑪産後ケア事業 ⑫乳児家庭全戸訪問事業 ⑬養育支援訪問事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策

(1) 「教育・保育」の量の見込み、提供体制の確保方策

保育所、認定こども園

担当課：幼児教育課

【事業概要】

保育所は、保護者の就労や疾病等の理由で、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり、こどもの保育を行う施設です。認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を備えながら、就学前の教育と保育、子育て支援サービスを総合的に提供していく施設です。

1号認定（3～5歳児）は認定こども園、2号認定（保育が必要な3～5歳児）、3号認定（保育が必要な0～2歳児）は保育所、認定こども園を利用できます。

【現状】

令和6年度（見込み）の利用児童数は、1号認定が255人、2号認定が1,172人、3号認定の0歳児が163人、1～2歳児が588人、全体が2,178人となっています。また、対計画比率は、1号認定が52.6%、2号認定が90.9%、3号認定の0歳児が114.0%、1～2歳児が100.2%、全体が87.0%となっています。

実施箇所数は、1号認定が19園（認定こども園：公立11園、私立8園）、2号・3号認定が27園（保育所：公立1園、私立7園、認定こども園：公立11園、私立8園）となっています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
利用児童数 (人)	提供量計画値	1号認定	573	618	565	485	485
		2号認定	1,311	1,328	1,322	1,289	1,289
		3号認定(0歳児)	148	154	153	143	143
		3号認定(1～2歳児)	588	610	610	587	587
	量の実績値	1号認定	448	428	387	338	255
		2号認定	1,280	1,230	1,251	1,208	1,172
		3号認定(0歳児)	157	156	156	163	163
		3号認定(1～2歳児)	577	578	560	572	588
	対計画比率 (%)	1号認定	78.2	69.3	68.5	69.7	52.6
		2号認定	97.6	92.6	94.6	93.7	90.9
		3号認定(0歳児)	106.1	101.3	102.0	114.0	114.0
		3号認定(1～2歳児)	98.1	94.8	91.8	97.4	100.2
実施箇所数 (か所)	1号認定	23	23	20	19	19	
	2号・3号認定	27	27	27	27	27	

実施状況	保育所	対象：（2号・3号認定）0～5歳児 日時：月～土曜日、7～18時の間の11時間（保育標準時間） または8時間（保育短時間） ※時間帯は施設で異なる。 料金：0～62,400円/月（世帯の所得による）
	認定こども園	対象：（1号認定）3～5歳児、（2号・3号認定）0～5歳児 日時：（1号認定）月～金曜日、8時30分～14時30分（教育標準時間） （2号・3号認定）月～土曜日、7～18時の間の11時間（保育標準時間） または8時間（保育短時間） ※時間帯は施設で異なる。 料金：0～62,400円/月（世帯の所得による）

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴う保護者の就労意向等による保育ニーズの拡大に対応するため、引き続き、認定こども園等における定員変更や弾力的運用による受入等を図ります。

利用児童数は、1号認定、2号認定、3号認定のいずれも、児童数全体の減少が保育ニーズの増加を上回ることから緩やかに減少していくと見込んでいます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
利用児童数(人)	量の 見込み①	1号認定	249	239	237	225	220
		2号認定	1,188	1,141	1,131	1,075	1,054
		3号認定(0歳児)	178	174	170	166	162
		3号認定(1～2歳児)	615	606	581	566	554
	提供 量計画値②	1号認定	452	467	467	467	467
		2号認定	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391
		3号認定(0歳児)	178	174	170	168	168
		3号認定(1～2歳児)	615	612	616	618	618
	差引 ② ①	1号認定	203	228	230	242	247
		2号認定	203	250	260	316	337
		3号認定(0歳児)	0	0	0	2	6
		3号認定(1～2歳児)	0	6	35	52	64
実施箇所数 (か所)	1号認定	19	20	20	20	20	
	2号・3号認定	27	27	27	27	27	

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、提供体制の確保方策

① 時間外保育事業（延長保育事業）

担当課：幼児教育課

【事業概要】

保育認定を受けた乳幼児について、保育所や認定こども園で、保育認定時間を超えて保育を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の利用児童数は587人で、対計画比率は114.6%となっています。

実施箇所数は27か所（すべての保育所、認定こども園）となっています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用児童数 (人)	提供量計画値	553	541	524	529	512
	量の実績値	562	665	737	613	587
	対計画比率(%)	101.6	122.9	140.6	115.9	114.6
実施箇所数(か所)		27	27	27	27	27
実施状況		対象：（2号・3号認定）0～5歳児 日時：月～土曜日、7～8時・16～19時の間 ※土曜日は施設で異なる。 料金：100～250円/時間				

【今後の方向性】

認定こども園等の保育認定の在園児について、保護者の就労等で一定のニーズが見込まれますが、今後の就園児童数全体が減少に転じていくことから、利用児童数についても緩やかに減少していくと見込んでいます。

引き続き、保育終了時間の延長を希望される保護者には、時間外保育を実施します。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用児童数 (人)	量の見込み①	560	542	529	508	496
	提供量計画値②	560	542	529	508	496
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)		27	27	27	27	27

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、保護者が乳幼児を保育できない通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かる事業です。

- ・ 幼稚園型（認定こども園に通う満3歳以上の1号認定の在園児が対象）
- ・ 一般型（認定こども園等に通っていない在宅児が対象）
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業(就学前)）

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は、幼稚園型が10,334人、一般型が501人、子育て援助活動支援事業が341人となっています。また、対計画比率は、幼稚園型が86.1%、一般型が108.9%、子育て援助活動支援事業が142.1%となっています。

実施箇所数は、幼稚園型が19か所（公立認定こども園11園、私立認定こども園8園）、一般型が9か所（私立保育所4園、私立認定こども園5園）、子育て援助活動支援事業が1か所（ファミリー・サポート・センター）となっています。

子育て援助活動支援事業の実施は、社会福祉法人たつの市社会福祉協議会に委託しています。

区分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	幼稚園型	2,100	2,150	2,150	12,000	12,000
		一般型	300	300	300	460	460
		子育て援助活動支援事業(就学前)	341	331	331	240	240
	量の実績値	幼稚園型	6,896	11,810	10,044	10,996	10,334
		一般型	285	217	603	523	501
		子育て援助活動支援事業(就学前)	460	499	414	565	341
	対計画比率(%)	幼稚園型	328.4	549.3	467.2	91.6	86.1
		一般型	95.0	72.3	201.0	113.7	108.9
		子育て援助活動支援事業(就学前)	134.9	150.8	125.1	235.4	142.1
実施箇所数(か所)	幼稚園型	18	19	19	19	19	
	一般型	5	5	9	9	9	
	子育て援助活動支援事業(就学前)	1	1	1	1	1	
実施状況	幼稚園型	対象：（1号認定）3～5歳児 日時：月～金曜日、おおむね14～19時の間 料金：100～250円/時間					

実施状況	一般型	対象：0～5歳児 日時：月～土曜日、7～19時の間 料金：施設で異なる。
	子育て援助活動支援事業(就学前)	ファミリー・サポート・センター（はつらつセンター内） 対象：0歳～小学6年生（当該事業の対象は0～5歳児） 日時：いつでも利用可（宿泊は不可） 料金：600円/時間（月～金曜日、7～21時） 800円/時間（土・日曜日、祝日と上記以外の時間） きょうだい2人目から半額、交通費等別途要

【今後の方向性】

認定こども園の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）や、在宅児を対象とした保育所・認定こども園の一時預かり（一般型）、子育て援助活動支援事業については、いずれも一定のニーズがあるため、引き続き実施していきます。

区分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	幼稚園型	9,903	9,486	9,395	8,908	8,721
		一般型	478	462	452	433	423
		子育て援助活動支援事業(就学前)	325	315	307	295	288
	提供量計画値②	幼稚園型	9,903	9,486	9,395	8,908	8,721
		一般型	478	462	452	433	423
		子育て援助活動支援事業(就学前)	325	315	307	295	288
	差引②①	幼稚園型	0	0	0	0	0
		一般型	0	0	0	0	0
		子育て援助活動支援事業(就学前)	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)	幼稚園型	19	20	20	20	20	
	一般型	9	9	9	9	9	
	子育て援助活動支援事業(就学前)	1	1	1	1	1	

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

担当課：幼児教育課

【事業概要】

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができる事業です。

【現状】

国において、制度に係る設備及び運営に関する基準の制定が進められているため、その基準に応じた利用見込みの把握に努めています。

【今後の方向性】

令和8年度から実施します。なお、利用時間の上限及び利用料については、国が示す基準に基づき決定します。

区分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の 見込み①	0歳児	—	216	216	216	216
		1歳児	—	108	108	108	108
		2歳児	—	60	60	60	60
	提供量 計画値②	0歳児	—	216	216	216	216
		1歳児	—	108	108	108	108
		2歳児	—	60	60	60	60
	差引 ②— ①	0歳児	—	0	0	0	0
		1歳児	—	0	0	0	0
		2歳児	—	0	0	0	0

※延べ利用児童数：1人当たり1日10時間利用した場合の人数

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、保護者が病気や病気回復期の小学6年生までのこどもを保育できない時に、一時的に保育施設でこどもの保育を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は140人で、対計画比率は140.0%となっています。

実施箇所数は1か所（病後児保育を実施、私立認定こども園内）となっています。

たつの市または宍粟市、佐用町、上郡町に在住の生後6か月から小学6年生までのこどもを対象としています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	100	100	100	100	100
	量の実績値	50	27	85	136	140
	対計画比率(%)	50.0	27.0	85.0	136.0	140.0
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1
実施状況		対象：0歳～小学6年生 日時：月～金曜日、8～17時 料金：1,000円/日				

【今後の方向性】

病後児保育事業は、今後もニーズが見込まれるため、引き続き事業を実施し、利用促進を図っていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	140	140	140	140	140
	提供量計画値②	140	140	140	140	140
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1

⑤ 地域子育て支援拠点事業

担当課：児童福祉課、幼児教育課

【事業概要】

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てに関する親子講座、相談、情報提供等を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は20,278人で、対計画比率は119.3%となっています。実施箇所数は6か所（子育てつどいの広場4か所、中央児童館、子育て支援センターつくしんぼの館（私立認定こども園内））となっています。

中央児童館は、社会福祉法人たつの市社会福祉協議会を指定管理者とし、事業を行っています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	24,960	24,461	23,971	17,000	17,000
	量の実績値	14,752	16,118	16,307	18,948	20,278
	対計画比率(%)	59.1	65.9	68.0	111.5	119.3
実施箇所数(か所)		6	6	6	6	6
実施状況		①子育てつどいの広場 ②子育て支援センターつくしんぼの館 対象：0～5歳児・保護者 日時：①月～土曜日、9～16時 ②月～金曜日、10～15時 （①土曜日は月2回、土曜日開設時は翌週月曜日が振替休業） 料金：無料（事業により一部負担あり） <hr/> 中央児童館 対象：0～18歳・保護者（当該事業の対象は0～5歳児） 日時：月～土曜日、9～17時（土曜日は9～12時） 料金：無料（事業により一部負担あり）				

【今後の方向性】

親子が気軽に集い交流したり、子育てに対する不安や悩みを相談できる身近な場所として、引き続き事業の充実に努めていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	19,342	18,715	18,280	17,543	17,131
	提供量計画値②	19,342	18,715	18,280	17,543	17,131
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)		6	6	6	6	6

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業(就学後)） 担当課：児童福祉課

【事業概要】

育児の援助を依頼したい方と協力したい方が会員となり、ファミリー・サポート・センターを介して、会員間で小学6年生までのこどもを預かる等の相互援助活動を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は731人で、対計画比率は225.6%となっています。

会員数は依頼会員が403人、協力会員が184人、両方会員が34人となっており、主に小学校の放課後の預かりや習い事等への送迎の利用が多くなっています。

事業実施は、社会福祉法人たつの市社会福祉協議会に委託しています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	476	467	457	324	324
	量の実績値	412	253	322	539	731
	対計画比率(%)	86.6	54.2	70.5	166.4	225.6
実施状況		ファミリー・サポート・センター（はつらつセンター内） 対象：0歳～小学6年生（当該事業の対象は小学1～6年生） 日時：いつでも利用可（宿泊は不可） 料金：600円/時間（月～金曜日、7～21時） 800円/時間（土・日曜日、祝日と上記以外の時間） きょうだい2人目から半額、交通費等別途要				

【今後の方向性】

支援体制の充実を図り、事業を継続させていくため、引き続き協力会員の確保に努めていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	697	675	659	632	618
	提供量計画値②	697	675	659	632	618
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

【事業概要】

こどもや保護者、妊娠している方などの身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ・基本型（教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように支援を行う。）
- ・こども家庭センター型（母子保健機能と児童福祉機能が連携・協働し、切れ目のない支援を行う。）
- ・妊婦等包括相談支援事業型（妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。）
（令和7年度から法定化）

【現状】

令和6年度の実施箇所数は2か所（基本型：こども家庭センターすくすく1か所、こども家庭センター型：こども家庭センターはつらつ、こども家庭センターすくすくを合わせて1か所）で、対計画比率は100%となっています。

妊婦等包括相談支援事業型は、令和5年2月から伴走型支援事業として、こども家庭センターはつらつで実施しており、妊産婦等の面談実施合計回数は712回となっています。

こども家庭センターはつらつ、こども家庭センターすくすくが連携し、保健師等の専門職による妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行っています。

<基本型、こども家庭センター型>

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施箇所数 (か所)	提供量計画値	2	2	2	2	2
	量の実績値	2	2	2	2	2
	対計画比率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実施状況		①こども家庭センターはつらつ ②こども家庭センターすくすく 対象：①妊婦、妊娠前の方、主に0歳～就学前のこども・保護者 ②0歳（主に就学後）～18歳のこども・保護者等 日時：月～金曜日、8時30分～17時15分 料金：なし				

<妊婦等包括相談支援事業型>

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
面談実施合 計回数(回)	提供量計画値	—	—	—	—	—
	量の実績値	—	—	—	764	712
	対計画比率(%)	—	—	—	—	—
実施状況		対象：妊婦・その配偶者等 面談：3回（妊娠届出時、出生届出時、産後7～8か月時（希望者のみ）） 日時：月～金曜日、8時30分～17時15分 料金：なし				

【今後の方向性】

妊娠から子育てまでの多様なニーズに対して、総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、妊産婦等が安心して出産・育児等ができるよう、定期的な面談等を行い、必要な支援につなげていきます。

<基本型、こども家庭センター型>

※センター型：こども家庭センター型

区分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施箇所数 (か所)	量の 見込み①	基本型	1	1	1	1	1
		センター型	1	1	1	1	1
	提供量 計画値②	基本型	1	1	1	1	1
		センター型	1	1	1	1	1
	差引 ②-①	基本型	0	0	0	0	0
		センター型	0	0	0	0	0

<妊婦等包括相談支援事業型>

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
面談実施合 計回数(回)	量の見込み①	1,113	1,080	1,053	1,026	996
	提供量計画値②	1,113	1,080	1,053	1,026	996
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
妊娠届出数(件)		371	360	351	342	332
1組当たり面談回数(回)		3	3	3	3	3

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課：児童福祉課

【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難になるこどもについて、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は30人で、対計画比率は57.7%となっています。

実施箇所数は10か所（乳児院2か所、児童養護施設6か所、母子生活支援施設2か所）と契約して実施しています。

家庭の事情に合わせ、日帰りや泊りがけで利用することができます。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	52	52	52	52	52
	量の実績値	47	29	27	55	30
	対計画比率(%)	90.4	55.8	51.9	105.8	57.7
実施箇所数(か所)		8	8	8	8	10
実施状況		対象：0～18歳のこども・保護者 日時：月～土曜日、9～17時 実施場所：児童養護施設等の委託施設 料金：0～4,320円/日（世帯の所得による）				

【今後の方向性】

一時的に養育困難になる家庭の支援を行うため、引き続き受け入れ態勢の充実に努めます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	50	48	46	44	42
	提供量計画値②	50	48	46	44	42
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)		10	10	10	10	10

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は40人となっています。（令和6年度から実施）

事業実施は、民間事業者に委託しています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	—	—	—	—	—
	量の実績値	—	—	—	—	40
	対計画比率(%)	—	—	—	—	—
実施状況		対象：0～18歳のこども・保護者 日時：支援を決定した期間内の必要とする日時 料金：0～3,000円/時間、0～1,860円/件（世帯の所得による）				

【今後の方向性】

支援が必要な家庭の状況を把握し、各家庭の状況に応じた相談や家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育環境が改善するように努めます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	384	384	384	384	384
	提供量計画値②	384	384	384	384	384
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

【事業概要】

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の助成券交付者数は355人で、対計画比率は84.5%、助成合計回数は4,261回となっています。

市が健康診査費用の一部を助成しています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
助成券交付 者数(人)	提供量計画値	516	497	481	430	420
	量の実績値	471	441	447	382	355
	対計画比率(%)	91.3	88.7	92.9	88.8	84.5
助成合計回数(回)		5,107	5,176	4,875	4,582	4,261
実施状況		対象：妊婦 実施場所：産婦人科等 検査項目：健康状態の把握、検査計測、保健指導、血液検査、 子宮頸がん検診、B群溶連菌検査、超音波検査				

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦が妊娠期間中を健やかに過ごし安全に出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を配布し、妊婦健康診査費用の一部と子宮頸がん検診費用を助成していきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
助成券交付 者数(人)	量の見込み①	371	360	351	342	332
	提供量計画値②	371	360	351	342	332
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
助成合計回数(回)		4,452	4,320	4,212	4,104	3,984
確保方策		実施場所：産婦人科等 検査項目：健康状態の把握、検査計測、保健指導、血液検査、 子宮頸がん検診、B群溶連菌検査、超音波検査				

【事業概要】

出産後の母子の生活を支援するため、産婦に対して、医療機関等で宿泊や通所（日帰り）及び訪問による心身ケアや授乳指導、育児指導を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用産婦数は15人となっています。

事業実施は、産婦人科、助産院等に委託しています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用産 婦数(人日)	提供量計画値	—	—	—	—	—
	量の実績値	3	4	3	11	15
	対計画比率(%)	—	—	—	—	—
実施状況		対象：産後1年以内の母子 実施場所：産婦人科、助産院等の委託施設 料金：サービス形態（宿泊、通所、訪問）と利用日数に応じた利用料金の5%を自己負担にて支払い				

【今後の方向性】

産後ケアを必要とする産婦が産後ケアの利用を通して専門職の支援を受け、心身健やかに育児ができるよう医療機関等との連携に努めていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用産 婦数(人日)	量の見込み①	48	45	42	39	36
	提供量計画値②	48	45	42	39	36
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

【事業概要】

生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児や保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の訪問数は342人で、対計画比率は85.9%となっています。

訪問実施は、たつの市母子・健康推進委員会に委託しています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
訪問数(人)	提供量計画値	447	428	413	405	398
	量の実績値	393	417	374	353	342
	対計画比率(%)	87.9	97.4	90.6	87.2	85.9
実施状況		対象：生後4か月未満の乳児・保護者 実施機関：健康課 実施体制：母子・健康推進委員				

【今後の方向性】

保護者が孤立し、不安に陥らないよう、また安心して地域の中で子育てができるよう、引き続き全戸訪問に努め、保健師や助産師が必要な支援、助言を行っていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
訪問数(人)	量の見込み①	371	360	351	342	332
	提供量計画値②	371	360	351	342	332
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
確保方策		実施機関：健康課 実施体制：保健師、助産師				

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の訪問数は52人で、対計画比率は85.2%となっています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
訪問数(人)	提供量計画値	68	66	63	62	61
	量の実績値	56	63	57	54	52
	対計画比率(%)	82.4	95.5	90.5	87.1	85.2
実施状況		対象：医療機関等から情報提供のあった妊産婦・乳幼児 実施機関：健康課 実施体制：保健師、助産師				

【今後の方向性】

妊娠中から支援の必要な妊婦をフォローしていくことで、家庭状況を把握し、出産後早期から適切な養育ができるよう助言、指導を行っていきます。また、相談支援については、職員の支援技術のスキルアップを図り、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援を充実させていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
訪問数(人)	量の見込み①	50	48	47	46	45
	提供量計画値②	50	48	47	46	45
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
確保方策		実施機関：健康課 実施体制：保健師、助産師				

【事業概要】

こどもとの関わり方や発達、子育てに悩みや不安を抱えている保護者と就学前のこどもに対し、講義やグループワークなどを通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談、助言を行うとともに、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行う事業です。

【現状】

言葉が遅い、落ち着きがない、友だちとうまく遊べない等、発達やこどもへの関わり方が気になる保護者とこどもへの支援が必要となっています。

【今後の方向性】

令和7年度から事業を実施します。発達に特性のあるこどもを持つ保護者とこどもに対し、学校園、関係課と連携し、講義やグループワークなどのペアレントトレーニングを行い、保護者とこどもへの支援を図っていきます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用児童数 (人)	量の見込み①	5	5	5	5	5
	提供量計画値②	5	5	5	5	5
	差引 ②-①	0	0	0	0	0



⑮ 児童育成支援拠点事業

担当課：学校教育課、児童福祉課

【事業概要】

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない就学後のこどもに居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援等を行うとともに、こどもや家庭の状況に応じて関係機関と連携し包括的な支援を行うことにより、こどもの健全育成を図る事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の利用児童数は5人となっています。（令和6年度から実施）

実施箇所数は1か所（中央児童館内）となっています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用児童数 (人)	提供量計画値	—	—	—	—	—
	量の実績値	—	—	—	—	5
	対計画比率(%)	—	—	—	—	—
実施箇所数(か所)		—	—	—	—	1
実施状況		中央児童館内 対象：6歳（就学後）～18歳 日時：月・火・金曜日、9～18時 料金：なし				

【今後の方向性】

支援が必要なこどもや家庭等の状況を把握し、こどもの実情に応じた学習サポート等の支援の充実に努めます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用児童数 (人)	量の見込み①	10	10	10	10	10
	提供量計画値②	10	10	10	10	10
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

担当課：社会教育課

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員のもとに、こどもの健全育成を図る事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の利用児童数は750人で、対計画比率は75.4%となっています。

実施箇所数は20か所（すべての小学校区で実施、小宅・御津は3か所ずつ）となっています。

平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業期間中に実施しています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用児童数 (人)	提供量計画値	965	965	965	925	995
	量の実績値	695	720	736	746	750
	対計画比率(%)	72.0	74.6	76.3	80.6	75.4
実施箇所数(か所)		19	19	19	19	20
実施状況		対象：小学1～6年生 日時：月～土曜日、 下校時～19時（授業がない日は8～19時）、土曜日は8～18時 料金：8,000円/月（8月10,000円）、減免制度有、おやつ代等別途要				

【今後の方向性】

引き続き、適正な保育環境を維持し、適切な遊びと生活の場の確保に努めます。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用児童数 (人)	量の見込み①	723	693	654	626	597
	1年生	221	212	200	191	183
	2年生	202	193	182	175	167
	3年生	139	133	125	120	114
	4年生	91	87	83	79	75
	5年生	46	45	42	40	38
	6年生	24	23	22	21	20
	提供量計画値②	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
差引 ②-①	302	332	371	399	428	
実施箇所数(か所)		20	20	20	20	20

⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課：幼児教育課

【事業概要】

教育・保育施設における日用品・文房具などの必要な物品の購入、行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得の家庭の負担軽減を図るために補助を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の利用者数は3人となっています。

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者数(人)	5	4	2	2	3

【今後の方向性】

低所得の家庭の負担軽減を図るため、引き続き事業を実施します。

⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

担当課：幼児教育課

【事業概要】

多様な事業者が安定的かつ継続的に教育・保育施設を運営していくことができるよう、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定子ども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

- (1) 新規参入施設等への巡回支援
- (2) 私立認定子ども園の特別支援教育・保育経費（1号認定の区分に該当する障害児保育事業の対象者を受け入れ、職員の加配がある。）

【現状】

令和6年度（見込み）の実施箇所数は1か所（私立認定子ども園の特別支援教育・保育経費）となっています。

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施箇所数(か所)	1	1	3	2	1

【今後の方向性】

事業メニューの1つである私立認定子ども園の特別支援教育・保育経費（1号認定限定）に対する加配保育教諭の person 費の一部補助について対応します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて、計画の進行状況の把握、確認を行い、「たつの市子ども・子育て会議」において審議します。また、庁内の「たつの市子ども計画推進委員会」において、計画の進行状況の把握、確認を行い、全庁的に総合的な取組を推進します。

なお、本計画は、国や県の動向等を勘案するとともに、本市の施策の方向性、「たつの市子ども・子育て会議」、「たつの市子ども計画推進委員会」における審議等により、計画内容と実態に乖離が生じた場合や施策に見直し等が生じた場合は、計画期間の中間年等に取り組内容の見直しを行います。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策は、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、家庭、学校園、地域、事業者、関係団体、行政機関などが適切な役割分担のもとに連携を強化し、地域全体で子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策の推進を図ります。

さらに、当施策が国・県の制度に基づく取組も多いことから、国・県における子ども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を勘案するとともに、国・県と連携し、各種施策の充実を図っていきます。

1 こども基本法（抜粋）

令和4年法律77号

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県子ども計画等)

第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、子ども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

2 計画の策定経過

年月日	会議等	議事内容等
令和5年 10月20日	令和5年度第1回 たつの市子ども計画推進委員会	○国におけるこども大綱の策定について ○本市子ども計画の策定について
12月21日	令和5年度第2回 たつの市子ども計画推進委員会	○国におけるこども大綱の中間報告について ○本市子ども計画の策定に係るアンケート調査について
令和6年 1月18日	令和5年度第1回 たつの市子ども・子育て会議	○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○(仮)たつの市子ども計画の策定及び計画策定に係るアンケートについて
3月1日 ～15日	アンケート調査の実施	○市内在住の小学校就学前児童・小学1～4年生・小学5年生～中学2年生の保護者、小学5年生～中学2年生、15～39歳を対象に実施
6月24日	令和6年度第1回 たつの市子ども計画推進委員会	○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○(仮)たつの市子ども計画の策定に係るアンケート調査結果について
7月4日	令和6年度第1回 たつの市子ども・子育て会議	○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○(仮)たつの市子ども計画の策定に係るアンケート調査結果について
4～7月	大学生との意見交換	○こども計画策定に向けた情報収集・意見交換
11月27日	令和6年度第2回 たつの市子ども計画推進委員会	○たつの市子ども・若者計画素案について
12月23日	令和6年度第2回 たつの市子ども・子育て会議	○たつの市子ども・若者計画素案について
令和7年 1月10日 ～31日	パブリックコメントの実施	○たつの市子ども・若者計画素案について
2月13日	令和6年度第3回 たつの市子ども計画推進委員会	○たつの市子ども・若者計画案について
2月21日	令和6年度第3回 たつの市子ども・子育て会議	○たつの市子ども・若者計画案について

3 たつの市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在、敬称略)

区分	氏名	所属・役職
子どもの保護者	横田 幸典	たつの市PTA協議会 代表
	小池 芳弘	たつの市保育所(園)認定こども園連合保護者会 代表
	小林 倫奈	公募委員(保護者代表)
	山田 響子	公募委員(保護者代表)
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	内海 弘宣	たつの市保育協会 代表
	西中 士朗	たつの市保育協会 代表
	北條 ゆかり	たつの市立保育所・こども園教育・保育研究会 代表
	山田 晴人	たつの市校長会 代表
	横田 京悟	社会福祉法人たつの市社会福祉協議会 会長
	宮崎 宏興	特定非営利活動法人いねいぶる 理事長
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	三木 澄代	関西福祉大学 教育学部教授
	高田 智子	特定非営利活動法人姫路子育てサポートセンター 理事長
	谷口 慎一郎	認定特定非営利活動法人コムサロン21 副理事長
その他市長が必要と認める者	橋本 徹	たつの市商工会 事務局長
	八木 次朗	一般社団法人たつの市・揖保郡医師会 副会長
	佐々木 清美	たつの市民生委員児童委員連合会 主任児童委員
	松村 麗	公募委員(若者代表)
	和田 利恵	たつの市健康部長
	石井 和也	たつの市教育委員会事務局教育管理部長
	山根 洋二	たつの市福祉部長

4 たつの市子ども・子育て会議条例

平成25年条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、たつの市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 たつの市こども計画推進委員会設置要綱（内規）

（令和6年4月1日現在）

（趣旨）

第1条 この要綱は、こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に定めるこども施策について、法第9条第1項から第4項に規定するこども施策に関する大綱を勘案し、総合的かつ一体的に推進するため、たつの市こども計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）法第10条第2項及び第5項に規定するこども計画の策定に関すること。
- （2）法第11条に規定するこども施策へのこども等の意見の反映に関すること。
- （3）こども施策の総合調整、分野横断的な検討及び調査研究に関すること。
- （4）その他こども施策に関する事項

（委員会の組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる部署に所属する職員をもって構成する。

2 委員会に、委員長を置く。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、児童福祉課長をもって充て、委員会を総括する。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、児童福祉課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理監危機管理課	産業部商工振興課
総務部デジタル戦略推進課	都市建設部建設課
企画財政部企画課	都市政策部都市計画課
市民生活部人権推進課	教育委員会事務局教育管理部教育総務課
福祉部地域福祉課	教育委員会事務局教育管理部学校教育課
福祉部児童福祉課	教育委員会事務局教育管理部幼児教育課
健康部健康課	教育委員会事務局教育事業部社会教育課
健康部地域包括支援課	

(参考) こども・若者・子育て家庭に関する相談窓口

身近な場所で気軽に相談することができます。相談内容により、必要に応じて関係機関につなげていきます。

<こども・子育てに関する悩みの相談窓口>

区分	対象	開設日時	場所・電話番号
妊娠期から子育て期における総合相談	主に0歳～就学前のこども・保護者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	たつの市こども家庭センター はつらつ (健康課(はつらつセンター内)) 0791-63-5121
子育て期における総合相談	0歳(主に就学後)～18歳・保護者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	たつの市こども家庭センター すくすく(児童福祉課) 0791-64-3220
子育て相談	0～5歳児・保護者	月～土曜日 9:00～16:00 (土曜日は月2回、土曜日開設の翌週月曜日は振替休業、祝日・年末年始除く)	龍野子育てつどいの広場 (はつらつセンター内) 0791-62-9255 新宮子育てつどいの広場 (新宮こども園敷地内) 0791-75-4646 揖保川子育てつどいの広場 (揖保川公民館内) 0791-72-6577 御津子育てつどいの広場 (御津やすらぎ福祉会館内) 079-322-2208
こども・子育て相談	0～18歳・保護者	月～土曜日 9:00～17:00 (土曜日は～12:00、祝日・年末年始除く)	中央児童館 (たつの市福祉会館内) 0791-63-5118
子育て相談	0～5歳児・保護者	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	各保育所、認定こども園 各園の代表番号
		月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	幼児教育課 0791-64-3126
教育相談	小中学生・保護者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	学校教育課 0791-64-3023

<若者・福祉・健康・人権・就労に関する悩みの相談窓口>

区分	対象	開設日時	場所・電話番号
若者の福祉に関する相談	主に18～39歳	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	地域福祉課 0791-64-3154
福祉に関する全般的な相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	地域包括支援課 (ふくし総合相談窓口) 0791-64-3270
健康・栄養に関する相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	健康課(はつらつセンター内) 0791-63-2112
人権に関する相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	人権推進課 0791-64-3151
就労に関する相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	商工振興課 0791-64-3158

たつの市子ども・若者計画

令和7年3月

発行 たつの市福祉部児童福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

電話 0791-64-3131（代表）

たつの市ホームページ <https://www.city.tatsuno.lg.jp>





たつの市 こども・若者計画（令和7～11年度）変更内容

No.		変更箇所	変更内容
1	P.76	③ 児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	・【今後の方向性】に内容を追記。 （たつの市子ども・子育て会議（令和7年12月22日開催）で承認済。）
2	P.77	④ 病児・病後児保育事業	・【今後の方向性】の内容、計画数値を修正。 （たつの市子ども・子育て会議（令和8年3月16日開催※書面開催）で承認済。）

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

担当課：幼児教育課

【事業概要】

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができる事業です。

【現状】

国において、制度に係る設備及び運営に関する基準の制定が進められているため、その基準に応じた利用見込みの把握に努めています。

【今後の方向性】

令和8年度から実施します。なお、利用時間の上限及び利用料については、国が示す基準に基づき決定します。

また、満3歳以上の児童を対象としていないことから、一時預かり事業（一般型）等の活用を促進するなど、本事業の利用終了後の受入れ枠を確保することにより、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行の支援に努めます。

区分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数 (人日)	量の 見込み ①	0歳児	—	216	216	216	216
		1歳児	—	108	108	108	108
		2歳児	—	60	60	60	60
	提供量 計画値 ②	0歳児	—	216	216	216	216
		1歳児	—	108	108	108	108
		2歳児	—	60	60	60	60
	差引 ② ①	0歳児	—	0	0	0	0
		1歳児	—	0	0	0	0
		2歳児	—	0	0	0	0

※延べ利用児童数：1人当たり1日10時間利用した場合の人数

④ 病児・病後児保育事業

担当課：幼児教育課

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、保護者が病気や病気回復期の小学6年生までのこどもを保育できない時に、一時的に保育施設でこどもの保育を行う事業です。

【現状】

令和6年度（見込み）の延べ利用児童数は140人で、対計画比率は140.0%となっています。

実施箇所数は1か所（病後児保育を実施、私立認定こども園内）となっています。

たつの市または宍粟市、佐用町、上郡町に在住の生後6か月から小学6年生までのこどもを対象としています。

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
延べ利用児童数(人日)	提供量計画値	100	100	100	100	100
	量の実績値	50	27	85	136	140
	対計画比率(%)	50.0	27.0	85.0	136.0	140.0
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1
実施状況		対象：0歳～小学6年生 日時：月～金曜日、8～17時 料金：1,000円/日				

【今後の方向性】

令和9年度から新たに病児保育事業の実施箇所を増やし、子育てと就労等の両立に対し更なる支援を行います。

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数(人日)	量の見込み①	140	140	231	463	463
	提供量計画値②	140	140	231	463	463
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数(か所)		1	1	2	2	2